

第十回国 参議院大蔵委員会 會議録第二十一号

昭和二十六年三月十四日(水曜日)午後一時四十六分開会

本日の會議に付した事件

○資金運用部資金法案(内閣送付)

○資金運用部特別會計法案(内閣送付)

○資金運用部資金法の施行に伴う關係法律の整理に関する法律案(内閣送付)

○保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○外国為替資金特別會計法案(内閣送付)

○国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○鉱工品貿易公団の損失金補てんのための交付金に関する法律案(内閣送付)

○委員長(小串清一君) これより第二十一回の大蔵委員会を開会いたします。

先ず資金運用部資金法案、資金運用部特別會計法案、資金運用部資金法の施行に伴う關係法律の整理に関する法律案、保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案、右四案の政府提出の予備審査を始めますから、先ず以て政府より提案理由の御説明を求めます。

○政府委員(西川甚五郎君) 只今議題となりました資金運用部資金法案は、三法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

今回政府におきましては、国の會計に属する積立金及び余裕金等の政府資金及び政府に準ずるものの資金の統合管理の実を挙げるため、預金部預金法を廃止し、新たに、資金運用部資金法を制定し、その統合した資金を確実且つ有利な方法で運用することにより、公共の利益の増進に寄與せしめることといたしたいと存じまして、この法律案を提出した次第であります。

この法律案の要旨を申し述べますと、次の通りであります。

一、郵便貯金及び郵便振替貯金のうち、常時の拂いもどし資金以外のものは、資金運用部に預託すべきものとする。

一、簡易生命保険及び郵便年金特別會計の契約者貸付金を除いた政府の特別會計の歳入歳出の決算上の剰余から生じた積立金は、すべて資金運用部に預託すべきものとする。

一、国庫余裕金は、資金運用部に預託し得るものとし、米國対日援助見返資金特別會計以外の政府の特別會計の剰余金は、資金運用部への預託の方法による以外に運用してはならないものとする。但し、国債整理基金特別會計における国債の保有を除くこと。

一、資金運用部は、他の法律又は政令によつて、資金運用部に預託される資金をも受け入れるものとする。

一、資金運用部預託金は、定期預託

金のみとすること。

一、預託金の條件は、三月以上とし、それ／＼の約定期間に應じて利率は四段階に分け、最低年三分五厘から最高年五分五厘まで五厘きざみとし、法定すること。

一、資金運用部資金の運用の対象は、国、地方公共団体、国又は地方公共団体に準ずる法人及び金融債に限定することとし、特に、金融債に対する軍用については、資金運用部資金総額の三分の一、一の金融機関の発行する金融債の五割、一の金融機関の一回に発行する金融債の六割を超えてはならないこととする。

一、資金運用部資金運用審議會を設置し、その組織及び権限について規定すること。

一、各特別會計の積立金で、現に預金部預金以外の方法で運用されているものについては、この法律施行の際、資金運用部にその資産を引き継ぎ、その資金は、資金運用部に預託されるものとする。

但し、簡易生命保険及び郵便年金特別會計の積立金のうち預金部預金及び契約者貸付金となつてゐるもの以外の運用資産は、それが償還される都度資金運用部預託金に受け入れることとし、当分の間は、同特別會計の積立金に属する運用資産として保有せしめること。

一、債券収入金預金は、四月一日に全部日本勧業銀行に拂いもどし、

同銀行に管理させること。

一、簡易生命保険及び郵便年金の支拂は、政府が保証する旨法制化すること。

以上であります。

何とぞ、御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

次に資金運用部特別會計法案提出の理由を御説明申し上げます。

今回政府におきましては、政府資金の統合管理の目的を以ちまして、別途今国会に資金運用部資金法を提出いたし、御審議を願つてゐるのであります。が、この資金運用部資金法を実施いたすことになりました場合には、資金運用部資金の運用に伴う歳入歳出を一般會計と区分してその経理の状況を明確にいたしますため、資金運用部特別會計を設けて経理することが適当と考えられますので、この法律案を提出した次第であります。

その内容の要点を御説明申し上げますと、第一点は、この會計は大蔵大臣が管理することとし、その歳入歳出につきましても、資金運用部資金の運用利殖金、一般會計からの繰入金及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、資金運用部預託金の剰余、資金運用部資金の運用損失金、運用手数料、事務取扱費、繰越損失の補てん金、繰替使用金の償還金及び附屬諸費を以てその歳出とすることとした点と、その点であります。

第二点は、資金運用部資金の運用資産の保全を図りますために、運用資産に価額の減損を生じた場合には、この會計の決算上生じた剰余を以て償却し、それを以て償却できないときは、積立金を以て償却し、なお、償却できないときは、これを翌年度に繰り越して整理し、一般會計から予算の定めるところにより必要な金額を繰り入れて補てんすることとした点と、その点であります。

第三点は、この會計の決算上剰余を生じた場合に、原則としては、その二分の一を積立、剰余を一般會計へ繰入れることとした点と、当分の間は積立を行わずに剰余の全額を一般會計へ繰り入れることとした点と、その点であります。

第四点は、決算上不足を生じた場合には、積立金から補足することとし、なお不足する金額は一般會計から補足することとした点と、第二点と併せ資金運用部資金の運用資産の保全に資せしめようとするものであります。

第五点は、この會計において、支拂上現金に不足があるときは、資金運用部資金を繰替使用することができるようにした点と、その点であります。

第六点は、その他予算及び決算の作成及び提出に関する手続等特別會計に必要な規定を設けることとした点と、その点であります。

以上の理由によりましてこの法律案を提出いたしました次第であります。次に資金運用部資金法の施行に伴う關係法律の整理に関する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

今回政府におきましては、別送今国会に資金運用部資金法を提出いたしました。御審議を願つてゐるのであります。この資金運用部資金法を実施いたしますことになりた場合には、各特別会計法その他の関係法律の規定を整理する必要がありますので、この法律案を提出した次第であります。

即ち各特別会計法、公債金特別会計法ほか四法律の廃止等に関する法律、災害救助法、国民金融公庫法、総理府設置法、大蔵省設置法、住宅金融公庫法及び日本輸出銀行法の一部を改正して、「大蔵省預金部」とあるのは「資金運用部」に改める等所要の整理を行おうとするものであります。

次に保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案につきまして、その提出の理由を御説明いたします。

今回、これらの法律案の目的は、近時の保税倉庫及び保税工場の運用の状況に鑑みまして、これらの正規の利用を助長し、我が国貿易の発展に資せしめるため、保税倉庫法及び保税工場法の一部に所要の改正をいたそうとするものであります。

改正の主要な点は次の三点であります。

まず第一の点は、現行法によりますと私設保税倉庫の庫主は、その保管貨物の輸入税について一切の責任を負ふことになっております。災害によつて滅失した貨物又は税関長の承認を経て滅却せられた貨物については、責任を免除することとするとともに、庫主が供託する保管貨物の輸入税の担保の種類を従来の金銭又は国債証券の外、税関長の確実と認める社債にまで拡張することといたしました。

第二の点は、従来、勅令に規定されておりました保税倉庫及び保税工場の特許手数料の徴収に関する根拠を、財政法の規定の趣旨に鑑み、法律に規定するとともに、加工貿易振興のため特許が必要とあるときは、特許手数料を低減又は免除できることとして、加工貿易の助長に資することといたしました。

第三の点は、以上のような、保税倉庫及び保税工場の正規の営業を助長することといたしました反面、制定以来改正を見ずに今日に至つたため、いさゝか他の法規に比べて均衡を失ひてゐる罰則の規定を整備して、これらの制度に伴う違反行為の取締の確実を図ることといたしました。

以上が、本法律案を提出いたしました理由であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(小串清一君) 今日先議になつております企業再建整備法の一部を改正する法律案について質疑を開始いたします。

一 応政府のほうから企業再建整備法の一部を改正する法律案について、これは他の案にも関係があるようですからこの内容について御説明を願ひます。

○説明員(吉田信邦君) 企業再建整備法につきましては、この整備法に該当いたします。特経会社は四千七百六十二社ございます。これらの会社につきましても、再建整備の計画を樹立させまして、そうして政府の認可を得て実行に移るといふ経過になつております。これらの四千七百六十二社のうち

で殆んどすべては認可が終りまして、現在まだ認可になつておらないのは八社に過ぎません。この意味におきまして認可は殆んど全部完了したと言つてよろしい次第でございます。

併しながらこの認可されました会社の中でその計画通りの実行が完了しておらない会社がいふんございます。現在までのところ完了いたしましたのが三千五百五十一社でございます。未完了のものが千六百三十三社ございます。

これはどういふ原因かと申しますと、この整備計画といたしまして増資をするとか、或いは第二会社株式を処分するとか、又不要になつた資産を処分するとかいふことがそれらの計画になつておるわけでございますが、これらの事項が完了しないために実行が未了になつておる状況でございます。

即ち増資につきましては全体として約五百億円の増資が計画されておつたのでございますが、このうちで七十億円の増資がまだ未実行でございます。会社の数といたしまして二千六百九十一社のうちで六百五十五社がまだ増資を実行していません。又第二会社を設立いたしました場合には従来の特経会社が第二会社に現物出資をいたしましたして、それに應ずる株式を取得し、その株式を一般に分けることになつておるのでございますが、これらの第二会社の株式につきましては約百八十億円でございまして、このうち百億回はまだ処分ができていないで特別経理会社が持つままになつておる次第でございます。

又資産処分につきましてはまだ九百八十九社が完了しておらないというやうな状況でございます。整備計画そのものは出たけれども、実行がなかなか困難だといふところに問題が残つておるのでございます。これらの点につきまして、経済事情等によつてなかなか計画通り実行できないという点に帰着することはございますが、同時に又現在の状況といたしまして、特経会社としてそういうまでも細かい点にまで監督をして行く必要があるかどうかという点については非常に疑問になつて参ります。その意味で先ず資本増加につきまして、今度の商法改正に伴ひまして、便法を認めようというのがこの提案の一つの要点でございます。それは御承知のように商法の改正によりまして授權資本制というのが採用されることになりましたが、今までの増資は現実には拂込みのある増資でなければならぬといふことでございまして、この授權資本制によつて一応授權資本を拡張するといふことになりました。それを以て一応増資が完了したものと見て特別経理会社を解散するといふやうな措置を講じて行きたいということが第一点でございます。

それから第二点といたしましては、第二会社の株式の処分は、証券市場の状況等ではなかつた困難な場合がございまして、殊に重工業関係等は株価が五十円に引上つて来ない理由でなかつた処分が困難な場合が多いのでございまして、他の整備計画の事項がすべて実行完了しておつて、この株式の処分だけができないといふやうな場合につきましては、やはり従来通りの特別経理会社としての監督をむしろ必要としな

いではなかつたかといふやうな観点からして、この場合には特別経理会社を解散するといふことにいたしました。ただこの第二会社株式につきま

しては、第一会社は第二会社の株の五〇%も八〇%も支配しておるといふ状況は余り芳しくない点でございますので、これらにつきましては、特別経理会社を解散後もその議決権の行使については主務大臣の監督を受けるという、従来やつて来ておる措置を残して行きたいと思つております。

次に資産処分の問題でございますが、整備計画で不要になつた資産を幾らで売却するといふやうな計画がいろいろ載つておりますが、これも経済事情の変動、物価の変動等によりまして、なかなか思ひの通り処分できない場合が多々ございます。その場合には一々政府の認可を得て変更申請という形の申請書を出して、その認可を得て初めて当初の計画と違つた処分をするといふ実情でございますが、それは余りにも煩瑣に堪えない点が多いと思われまして、従つて債権者の代表及び会社の代表から構成いたします特別経理人が全員で同意する場合に、特別経理会社から外しまして、会社の任意の処分に委ね得るやうにしたいと思つております。

要するにそれらの増資、第二会社株式の処分、それから資産処分、この三点が従来の整備計画の実行上非常な支障を来しておりますので、これらについてなるべく会社の自治的な判断によつて債権者さえ不満がなければ、満足できるものなら、簡易に実行を促進させて行きたいといふのがこの改正の主たる狙ひでございます。

なお改正商法によりますと、商法上のいろいろな諸制度、殊に資本の問題等が變つて来ておりますので、再建整備法の中にこういう関係條文が非常に

しては、第一会社が第二会社の株の五〇%も八〇%も支配しておるといふ状況は余り芳しくない点でございますので、これらにつきましては、特別経理会社を解散後もその議決権の行使については主務大臣の監督を受けるという、従来やつて来ておる措置を残して行きたいと思つております。

次に資産処分の問題でございますが、整備計画で不要になつた資産を幾らで売却するといふやうな計画がいろいろ載つておりますが、これも経済事情の変動、物価の変動等によりまして、なかなか思ひの通り処分できない場合が多々ございます。その場合には一々政府の認可を得て変更申請という形の申請書を出して、その認可を得て初めて当初の計画と違つた処分をするといふ実情でございますが、それは余りにも煩瑣に堪えない点が多いと思われまして、従つて債権者の代表及び会社の代表から構成いたします特別経理人が全員で同意の場合に、特別経理会社から外しまして、会社の任意の処分に委ね得るやうにしたいと思つております。

要するにそれらの増資、第二会社株式の処分、それから資産処分、この三点が従来の整備計画の実行上非常な支障を来しておりますので、これらについてなるべく会社の自治的な判断によつて債権者さえ不満がなければ、満足できるものなら、簡易に実行を促進させて行きたいといふのがこの改正の主たる狙ひでございます。

なお改正商法によりますと、商法上のいろいろな諸制度、殊に資本の問題等が變つて来ておりますので、再建整備法の中にこういう関係條文が非常に

多うございますので、商法の改正に伴う字句の改正、條文の整理等を行なっている次第であります。

○黒田英雄君 只今の御説明でまだ認可にならないものが相当あるようですが、これなどはどういう理由で認可がそんなに遅れているのか、それともその中で認可しない、不認可になるようなものもある見込みなんですかどうですか。

○説明員(吉田信邦君) 今未認可のものには八社でございますが、これらは例えて申しますと、会社の主体になる人がなか／＼書類を出して来ないとか、或いは借金が多過ぎて、何とか存続したいのだけれども、なか／＼計画が立たないとかというような非常に個別的な理由で、いわば書類が提出できないというような状況でございます。そんなものもかなりたくさん今までもおつたのでございますが、はつきりこれはとて駄目だというものがつきました。では、解散を命じたものが約二十件ほどございまして、今残つておる八社は、何とかなりそうだという見込みと、とても計画も立ちそうもないという見込みが相半ばしておるといふような状況で遅れ／＼になつておる次第でございます。

○岡崎眞一君 今までの御説明の中に、授權資本のことがあつたのですけれども、これは改正商法に關係があるのですか、これはいろいろ問題の点があるのですか、商法との關係はどうなるのですか。施行の日は八月ですか、七月ですか、その点はどうなりますか。

○政府委員(酒井俊彦君) この法律の附則の第一項に、「この法律は、商法の一部を改正する法律施行の日から施行する」というのがございまして、商法のほうは延びればこれも延びるといふことになりまして。

○油井賢太郎君 この企業再建整備法によつて、罰則規定によつて処分されたという例はあるのですか。あるとすればその件数、原因等についてちよつと御説明願ひます。

○政府委員(酒井俊彦君) その罰則の規定の適用を受けて罰されたものはございせん。

○油井賢太郎君 この旧会社が第二会社を独占的に支配することを防止するという條項もあるのですが、これは實際においてこういう事例がないのですか。それとも情勢の変化に伴つて或る程度はまあ認めて置くというか、黙認するといふようなことがあるのか、そういう点はどうか。

○説明員(吉田信邦君) その点につきましては現在までの本来の立場としましては、六カ月以内に第二会社株式は全部処分せよ、又処分するという計画を進めて来ておつたわけでありまして、併し御承知のよう証券市場の状況でございまして、株価が悪いものは何となく処分できないといふことで半年ごとに延ばし／＼で現在まで来ておるものもかなり多い。これらにつきましては一応当初は半年内に処分するという計画でございまして、格別に何らの措置もしておらなかつたわけでございますが、そういう長引くものが非常に出て参りましたので、昨年来この整備法の規定による省令で、議決権行使については、主務大臣の承認を受けるということをして参つておるわけでございます。まあ重大な問題でもございまして、今回法文の上に

掲げることにはいたしたような次第でございます。

○油井賢太郎君 資産再評価とこの法律は全然関連がないのですか。

○説明員(吉田信邦君) 直接には関連はございませんが、再建整備法の認可を受けて新旧勘定合併ができるまでは再評価をしてはならないという規定が再評価法のほうにございまして、併しなから先ほど申し上げましたように大部分は認可を完了しておりますので、大部分の会社については大体現在では再評価をし得る立場にあり、再評価をするものはしておると存する次第でございます。

○岡崎眞一君 私先ほど伺いました商法のことなんですが、資本の増加の件で、これはこの附則には施行の日から施行するといふことですから、そうすると資本の増加の点はこれではないでしょうか、先ほど御説明の二、三の点については折角ここで改正を企図せられても、この附則からいつてできないことになりませんか。

○政府委員(酒井俊彦君) 仰せの通りこの法律全体が商法の一部改正の法律施行の日からなされることになりまして、只今お話のように資産処分の点、或いは第二会社株式の処分の点も商法が施行されるまでは同時にこの法律は施行されないという恰好になると思ふのです。

○岡崎眞一君 そうするとこれを今ここで折角大体の方針で今後のことをスムーズに何して行こうという趣旨が、ちよつと遅れるですね。これはそれでいいですか、それなら何も急いでそうやらんども……。

○政府委員(酒井俊彦君) 仰せの通りでございますが、ただ現在残つております会社について主たる問題は、やはり増資ができないということが一番の問題でございます。この法律の殆んど大部分が改正商法に伴う條文の整備でございますので、主たる点が商法改正と同時になければならぬということでありまして、止むを得ないものと思つておるのでございます。

○岡崎眞一君 そうすると今の大体一年か二年余り延びるだらうというふうな見通しもあるのですが、そうなるとうしろ今の精神で行けば、私の伺うところはそこにあるのですが、それを離してスムーズにするように考えられるほうがいいんじゃないんですか。その点はどうか。

○政府委員(酒井俊彦君) その辺の模様が私どもまだ今まではつきりいたしておりませんので、若し改正商法施行が非常に延びるということでありましたら、その關係のない部分だけでも又改めてそういう措置をきめることになるかと存じますが、今のところ改正商法が一応は今年の七月から施行される、という前提に立つてこの法律を提案いたしました次第でございます。

○岡崎眞一君 情勢の変化によつては変えなければならぬ、こういうことですか。

○政府委員(酒井俊彦君) はあ……。

○油井賢太郎君 過度経済力集中排除法、この規定で以て指定された会社でまだ整備を完了していないのがあるのですか。

○政府委員(酒井俊彦君) 只今までは法律で指定されまして本来整備計画を出された会社で未認可になつておるのは電力会社だけであります。

○委員長(小串清一君) それではちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小串清一君) 速記を始めて下さい。

それでは企業再建整備法の一部を改正する法律案の質議を続行いたします。

別に御意見もないようでありますから、質疑を打切つて討論に入ることにより御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議なしと認めます。それでは討論に入ります。別段御意見もないようでありますから、討論は終結したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議なしと認めます。それではこれより採決を行います。

企業再建整備法の一部を改正する法律案に御賛成の諸君の挙手を願ひます。

〔総員挙手〕

○委員長(小串清一君) 全会一致と認めます。よつて本案は成立いたしました。

なお本会議における委員長長の口頭報告の内容について、本院規則第一百四條によりあらかじめ御承認を願ふことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議なしと認めます。それから委員長が議院に提出する報告書に附する多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

小宮山常吉
杉山 昌作
木内 四郎
黒田 英雄
愛知 揆一
大矢半次郎

松永 義雄
佐多 忠隆
油井賢太郎
岡崎 眞一
小林 政夫

○委員長(小串清一君) それでは外国
為替資金特別会計法案の質疑をこれよ
り開始いたします。

○油井賢太郎君 昨日私が外国為替管理委員會のほうへ要求した資料を若し今日持つて来られたら、配付を願いたいのと思います。

○政府委員（大久保太三郎君） 資料を
用意いたしましたのですけれども、ま
だ印刷してお配りする用意が間に合つ
ておりません。ただタイプだけとりあ
えずいたしまして持つて上りました。

○油井賢太郎君　では資料は、あとからもうといたしまして、大体今日までの、殊に昭和二十五年度的に入りましてからの、ドル資金の動きというものを毎月ごとに先ず御説明願いたいと思います。

○政府委員(大久保三郎君) ドル資金の動きでございますが、毎月のもののドル資金につきましては準備いたしましたもののドル資金の動き、各四半期末毎のドル資金の動き、これを申し上げます。外国為替管理委員会の勘定と総司令部の勘定とを合計いたしました米ドルの資金の残高は、昭和二十四年十二月末におきまして一億八千八百萬ドル、昭和二十五年度の三月末に二億二千百萬ドル、六月末に二億七千八百萬ドル、九月末に三億五千四百萬ドル、十二月末に四億六千四百萬ドル、こういうふうに昭和二十五年度の

各四半期ごとに相当の増加を示して参りましたのですが、極く最近の昭和二十六年の二月末を申し上げますと、四億三千三百萬ドル、十二月末に比べまして約三千百萬ドルぐらゐな減少になつております。

○油井賢太郎君 この金額の基礎は、例えば輸出の場合にあつては輸出ビルを買取つたときから算定するとか、或いは輸入の場合はLCによつてすぐ計算したか、或いは実際に契約された品物が引取られた際の数字であるとか、いろいろ段階によつて違うと思うのですが、どれを基礎にされておるか明確に願いたいと思います。

○政府委員(大久保太三郎君) これは勘定の残高でございますして、輸出の場合を申し上げますと、こちらで輸出ビルルを為替銀行が買取りますと、これを外貨として勘定の保有銀行、これに再割或いは売却いたしましたして、すぐに大して期間を置かずに勘定にクレジットされるわけでございます。

それから輸入の場合におきましては、あちらでこの輸出ビルを買取りまして、同時に勘定がデビットされる、原則としてそういうことになっております。

○油井賢太郎君　そうしますと、その輸入為替が日本に來てから買取る、それを賣取るといいますが、今の説明が、ちよつとよくわからないのだが、LCを發行されたときでなしに、ビルを中心として行くのですか、輸入の場合には……。

○政府委員(大久保太三郎君) あちらで、こちらが発行しましたLCに引つかかつて向うの輸出ビルが振出されて、そのビルがこちらで買取られます

と、すぐに勘定は落ちてしまふわけ
です。そうしてこちらに船積書類その
他が到着する。で原則としては船積
書類到着と同時にこちらで対価であ
る円を為替委員会に納める、ユーザ
ンがついておきますと、なお買取り
後三ヶ月か四ヶ月後にその対価の円
が入る、そういう関係でございます。

○油井賢太郎君 幸い木内委員長が見えていられますが、今までのユーザン方式と今度方式を変えるというのですが、その変えることの利害得失ですね、それを一つこの機会に伺いたいと思います。

○政府委員(木内信胤君) 従来やつておりますユーザンス方式を今度変えて欲しいということを私日本銀行のほうに提案して今御研究中であります。その利害得失であります、それを御説明いたします前に、普通俗にポンド・ユーザンス及びドル・ユーザンスというものをちよつと御説明申上げたほうがいいかと思いますから、そのことを申し上げます。

元來ユーザンスというものは、輸入者が荷物が到着してから暫くの間売捌ける期間金融をつけてやるという方式であります。そういうことを日本における為替銀行がなし得る基礎は誰がくれるのかと申しますと、元來外銀買取銀行である、ニューヨークならニューヨーク、ロンドンならロンドンの銀行、その銀行が、自分は金を拂つたが、対価を、何といひますか、リバースという言葉を使いますが、回復と申しますか、その回復を受けるのは四力か月先でもいいということに外銀がしなくてはならぬのがユーザンスの本体であります。それは一時そういうユーザンスを

使つたこともあつたのでありますが、昨年の初め、只今も答弁にもありません。たように、外貨がどん／＼殖える状態になりましたが、外貨が殖えるにかかわらず金を借りる必要がない。金を借りれば利息を拂わなければなりませんから、不必要な利息は拂ふ必要がないということに考えられましたので、一応差止めたわけです。ところが最近になりまして、ポンドは大分前から不足いたしました、たしか一月の末頃からポンドは外銀のユーザンスを使うということになつたわけであります。それに引續いて最近は輸入が非常に少り

するということをやる代りに、日本銀行に私どもは外貨を売りまして、日本銀行がその外貨を為替銀行に貸してやつて、貸した外貨を私どもに預け込んで、所要の期間にその外貨を落すという恰好にして、先方の、何う側のほうは始末をつけてまして、日本銀行はその外貨を最高四力月まで貸しますから、その期日が来たときに、今度は輸入業者から円を取立てまして、その円で以て私どものほうの会計から外貨を為替銀行が買ひまして、その買った外貨で以つて先に日本銀行から借りたところの外貨の債務というものを返落する。こういう仕組になつておるのが現在の日銀ユーザンスと呼ぶものであります。その仕組によつて外銀から借りなくとも、日銀から借りたことによつてその基礎をもらつて、その基礎の上によつて業者に対してユーザンスを與えるといふことになつておるのであります。これが現在のやり方なのであります。これは甚だ複雑でありまして、私どもが外貨を日銀に売る、日銀がそれを為替銀行に貸す、為替銀行がそれを私どもに預け入れる、預け入れたもので向うの決済をする、それが最初の三角形の取引であります。それが四力月先になりまして、丁度その逆のようなことを三角形で行うということで、まあそういう形で行きますから非常に結構なことであつて、そういう制度を起しましたことが、幸いにして最近になつて明らかになりましたように、輸入が相当少つたという事実を作つた上には、功績は大いに大きなものがあつたと思うのであります。

然るにそれをなせ変更したいかと申
しまふのは、いろ／＼なことがあります

すが、換言して申しますれば、その三角形を二度やるということとは非常に面倒な余計な手数であるのみならず、日本には外国銀行の支店もありまして、その支店が日本銀行と同じ立場で仕事をしたいという希望を持つておるのがイギリス系の銀行であります。イギリス系の銀行は、これはイギリスは為替管理が布いてありますから、イギリスの為替管理から言えば、イギリスの銀行の日本における支店というものはイギリスの為替管理法から見ると外国人、日本の為替管理法から見ると為替内国人、エクスチェンジ・レジデントという言葉ですが、従つてイギリス側にそういう関係もございまして、日本の為替銀行と同じ立場で仕事をしたいという気分が強いのであります。最近ポンドのユーザンスが始まりましたから問題は非常に変わりましたけれども、自分たち自身のお客さんに対して、日本側の銀行がやると同じことをしたいと思つて、今日の日銀ユーザンス・システムに彼らが乗りたいという場合が出て来るわけです。彼らも日銀ユーザンス・システムに乗つて仕事をしたいと思つて、今の日銀から外貨を借りますから、借りるために為替銀行は日銀に約束手形をやる、これは外貨表示であります。外貨表示の約束手形を入れるというのが今の制度であります。彼らはそのシステムに乗つて仕事をするために外貨の約束手形を書かなければならないという必要に迫られる。その約束の書くということはイギリスの慣習から申しますと約束手形というものは大体破産する一歩手前に書くものであつて、めつたに書かないものである。自分の銀行が約

束手形を書くということは非常に恥になる。のみならず外資関係においてイギリスの為替管理法から見れば外国人でありますから、それがポンドの債務を負うということはイギリスの為替管理法にも抵触することになるので、今の制度では彼らは乗れない。それで非常に揉めていたのです。たゞ／＼ポンド・ユーザンスを始めたりしまして、彼らからもらつております信用限度、クレジット・ラインという言葉を使つておりますが、その信用限度を拡張する必要がありまして、その交渉は何回となくやつてゐるのであります。その交渉にも支障を生じて来たというやうな状態でありましたこと、ほかに理由があります。それらのことがこのややこしい制度をやめて、そういう煩いのない普通の制度にして欲しいということをおもひも考えました理由であります。

なおもう一つ申しますと、現在は、細かくなりますが、信用状発行の際に信用全額について今の外貨貸付をするのであります。それを日銀が外貨を貸付するのであります。そのために私どもは外貨を日銀に売らなければならぬのであります。輸入が非常に増大した結果として、信用状の残高は非常に殖えて、従つて私どもは日銀に売らねば外貨に不足を来しておるという状態も目に見えて参りました。それらの事情も含めて、とにかくこれを普通のややつこしくない制度にしたいと思つたのが改革案の理由であります。

どういふふうな改革したいかと申しますと、要するに信用状を発行いたしますときに、そのためのマージン・マ

ネーというものを積みますが、そのマージン・マネーを積むこと、及び向う側において船積書類ができて私どもの外貨が落ちるとき、即ち外貨を所要するときに、為替銀行が自分の金で以て円を特に拂込んで外貨を買つてくれさへすれば、当り前のことなのですが、それで済むことでもあります。為替銀行の業務としますれば、自分の円資金を以て外貨を調達するのは当り前のことであります。そういう体裁に交えて、そうすればあつたやうな外貨貸付という三角形を二度やるという煩いことはすべて除くことができます。そういうことにしようというわけなのであります。私希望いたしましたことは、日本銀行の最低日歩でありましたところの一銭四厘を以て、その外貨を買うための円資金を為替銀行に貸してやることはできないのであります。どうかということをお願いしておる。それが許されるならばその点は非常に単純化いたしますので結構なことだらうと思つて、大体まあ利害得失と申しますとそのくらいのことでございます。

○油井賢太郎君　その他現在かかつております外国為替資金特別会計のいわゆるインベントリー・ファイナンスの五百億の問題と関連するのですが、日銀ユーザンスの方式と、今度はあなたのお考えになつておられる普通のユーザンス方式と変えた場合、この資金特別会計法による五百億というものがどういふ役割を果すかということを一応具体的に御説明願ひたいことと、この五百億を使わなくても他に決済の方法があるかどうかという利害得失を、エクスパートであるあなたからちよつと

御説明願ひたいのです。

○政府委員(木内信胤君)　インベントリー・ファイナンスの五百億というものは、私どもの外貨の金繰り、それに伴つて起る円金繰りというものを想定してつけられたものであります。ところが今申しましたように、今の日銀ユーザンスというものを考えますと、若しくはその前にドル・ユーザンス、ポンドのユーザンスを初め外銀のユーザンス、それらのことを始めるということは、すべてその基礎を狂わせる行為であります。従つて性質は大分変わるものであります。これは何もユーザンスの問題ばかりではないので、輸出の総量、輸入の総量というものもこれを狂わすのであります。全部がそれに影響して来るわけではあります。併し結論といたしまして、今の私が希望しておりますやうなことに若しなすならば、少くとも五〇％は信用状発行のときに私どもに円がすぐには入らない、決済のときに入るといふずれが出ます。場合によりその五〇％についても多少のなほ少く更に改善する余地がありはしないかということ最近気がつきまして、一月に出しました原案を今必ずしも固執してないものであります。要するに私どもの円の受取りといたうものが非常に變つて来るということと、事実であります。事実ではあります。従つて私どもの円は不足して来る。予定に比して不足して来るということになるのであります。併し別途輸入を増大するためにユーザンスを使つて、外銀に借金をしてまで輸入をするというところは、かなり当初予定していた以上の輸入量ができて来るわけなのであります。そのためか言ひ

ますと、そこに輸入量が全体として多いために入つて来る金が出て参ります。これはまあ緩和されておるやうな状態です。ところがそうなたらそれでは今度は金が余りはいらないか、或いは要らなくなりはしないか、五百億は要らなくなりはしないかという議論も出て来ないわけではないのであります。ところが又これは別途考えることがありますが、輸入は、今外国貿易は幸いにして非常に増大いたしました。これはまあ値上りのためもありましたが、値上りのための増大を割引しなければなりません。この増大した取引量及び次第に日本に対して自主性が與えられるやうなことを考えますと、私どもの外貨の手持ちといふものは今減りかけになつて来ましたが、多少これを殖やすほうがいいのではないかと、こういうことも考えられます。これは外貨の手持ちを殖やしまして、ユーザンスを使うこと等によつて輸入のほうも、輸入依存であるといふ輸出のほうも買うことは買うのだが、借金して買うのだが、手持ちとしては多少殖えるといふふうな運ぶべきものと思つております。それらのことと数字で以て私どもも出すことができないのであります。それらのことを勘案して見ますとやはり同じやうなことになる。これは偶然と申せば偶然かも知れません。状況が變つたけれどもやはり五百億といつたインベントリー・ファイナンスがある。丁度今考へておりましたあの方式、予定を是非あの通り運んで頂きたいと考へております。

○油井賢太郎君 今のお話のうち、前日の日銀エーザンスの方式であればLC発行のとき一〇〇%を、いわゆるあなただけのほうへ資金が入るにわかかわらず今度はマージン・マネーとして五〇%しか入らない。併しこれは五〇%と限らなければならぬわけですか。それはもつとパーセンテージを上げるということではできないのですか。その点です。

○政府委員(木内信胤君) それでできないことはございません。又それを一応立替えて置くとか、現金で即時に取るとか、そこらの点もいろいろやり方はあると思います。それらの点は如何にすれば一番合理的な状態に近くなつて、且つ外銀とこれはぐるになつて、外銀側と日本銀行とが協同して仕事を。そういう協同操作をしてできるだけ円滑に上手にしようというようにことを目安にして考えたいと思ひます。同時に私どもの円資金の効力ということもゆるがせにできませんので、與えられたインベントリー・ファイナンス五百億、借入金五百億というものの範囲で処理できないようなやり方はとらないつもりでございますが、およそ希望するようなやり方をとつてその中で処理できたらう、こういう見当をつけておるのであります。

○油井賢太郎君 この今度の新しい特別会計、この前の外国為替特別会計から繰越されるのが約一千百億かと思ひましたが、それとも今度の今のお話のように五百億のインベントリー・ファイナンスとそれから五百億の借入金と合して二千億限度になるのですが、それは前の繰越しの一千百億程度ではどうしても賄ひ切れないという何かそ

こに原因があるか、それともそれだけでも賄ひ方法があるかという点はどうでしょう。

○政府委員(大久保三郎君) 二十六年度の外国為替資金特別会計の予定貸借対照表、これはお手許にお上げ申上げてあると存じますが、これは二十六年度末にこの資金特別会計のパラシ・シートがどうなるかというこの予想を示したものでございます。その中に資本金として掲げましたのが千六百六十二億千六百万円というものがございまして、これは一方借方のほうで御覧願ひますように、そのうち円といたしましては、円貨の預け金というたしましては六十六億でございます。ですから大体においてこの資本金というのはこの二十六年度末におきましては外貨で持つ、つまり資産といたしましてはここに借方に掲げましたように外貨の預け金、先ほど申上げました外為勘定のドル、ポンドの預け金、これでございます。

それからもう一つは交互計算債権、これは借方のほうの交互計算債務と見合ひになるものでございまして、これはオーブン・アカウントの貸越しになつておるのが借方、それから拂い越になつておりますのが貸方、これを差引きまして若干の貸し越しになるわけでございます。只今申上げましたように、資本金といたしましては千六百六十二億ございまして、大部分がもう外貨でございまして、円の資本といたしましては年度末に六十六億円しかない。そういう状態になるわけであり

今の見返りになるところの資本というものは、五百億増大させなくてもパランスが合うようになるわけなんです。それは期末ですが、その期末に行つ途中の間の変化というものは相当あると思ひますけれども、その途中の変化はいわゆる五百億というものを入れないでも行ない得る方法があつて、それはどんな方法で行くかということ先ず御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(木内信胤君) さつき私申上げましたように、いろいろベースは變つて来たけれども、結局のところあの五百億を頂いて丁度いいように考えて申しましたが、頂いて丁度いいというのはいさ言葉が足りなかつたので、頂かないと困るだらうと思ひます。と申しますのはドルのユーザンスを始めますれば、一応それで金が整備できる。五〇%は積んでおりますが、五〇%は余り勘定だと申しまして、五〇%はなければならぬし、又それを繰廻して行くためにはそうさういふではなりませんし、こちらの銀行の数も多いのですが、あちらの銀行の数も多いし、ポンドとドルの関係もありまして、いろいろな関係で相当余裕を持つていなければならぬ。なか／＼五〇%さ／＼ではない。殊に信用度を高めて行くためには八〇%、九〇%の金を持つていなければならぬ。ドル資金は要するに日本の対外取引の終極的のリザーブでありますから、そういう意味で多少遊んだ金もなければならぬ。全部マージン・マネーに使つて行くことを考え合せますと、さつきもちよつと申しましたように、貿易量増大の結果として四億ドルというやうなもの

では少し足りない。五億以上欲しいというところは考えられます。この間も或る席で、実はそれは五億でも少し少いではないかというアメリカ人側の感想ですね、見方というものの被逐されていふやうな次第でありまして、五億数千万というものは是非欲しいと思ひます。そうしますと、私さつきちよつと失礼しましたが、二十六年度末の数字を二十五年度末と思つたもので、それから一千百億がわからなかつたのですが、これで丁度五億をちよつと越すパランスが持てるやうな関係になつておるではないか。若しこれを切つたならば意外な困難を来して、折角のドル・ユーザンスも思うやうに使えないということになりはしないかと思ひます。

○油井賢太郎君 そこでこの前の補正予算のときにインベントリー百億を一般会計から入れることについて論議があつたわけですが、その当時大蔵大臣といたしまして、初めはこういうインベントリー・ファイナンスというところは考へてなかつたらしいというやうなことを質問した議員もあつたので、大蔵大臣はいやそんなことはないというふうに言われておりましたけれども、管理委員会のはうは二つの考へがおありになつたのですか。それとも初めからもうどうしようもこういう方式でなくちやいかんというふうに決定的にお考へになられたのですか。

○政府委員(木内信胤君) その点はおつしやる通り二つの考へがございまして、と申しますのは、今の仕組は私どもの管理委員会が外貨を保有してあります。これは政府が政府の所有物として保有しておるのでありますが、もう

一つの考へかたは、中央銀行が保有するという考へかたであります。従つて別個の理由から外国為替管理委員会がこれを保有するとしてしましても、その保有する資金というものは、保有のため円資金というものは日本銀行から隨時自由に借入れることができると思ひます。それでは中央銀行が持つという考へかたと政府が持つ考へかたの丁度その中間に行くやうなものであつて、それでもいいのではないか。インベントリー・ファイナンスは言うまでもなく何と申しますか、例えば出超があつた場合にそれがインフレになつては困るという考へもそのうちの一つだと思ひます。そういう考へかたがあるならば、その出超のエクソクトというものを調和するのは中央銀行の別個の部面であつてもいい、その他いろいろ方法がありまして、或いは他の手段によつてこれをやつてもいい、そうすれば、他の手段に訴へることができらるならば、私どもの必要な円資金というものは中央銀行から制限付き若しくは無制限に借りることにしてもよからうという考へを考へておりました時代もございました。

○油井賢太郎君 次にちよつと話題を別にして、外銀とそれから日本の為替銀行との取引に対するところの操作の比率は最近どの程度ですか。

○政府委員(木内信胤君) これはちよつとお答へがむずかしいのでありまして、外銀の支店というものは日本側の方為替銀行というものは国内には併立しておりますが、外銀はドルのお得意だけをやつておる。日本の為替銀行はここに來ておる外銀にお世話にならずにやつておるといふ状態はないのであ

一つのお考へかたは、中央銀行が保有するといふ考へかたであります。従つて別個の理由から外国為替管理委員会がこれを保有するとしてしましても、その保有する資金というものは、保有のため円資金というものは日本銀行から隨時自由に借入れることができると思ひます。それでは中央銀行が持つという考へかたと政府が持つ考へかたの丁度その中間に行くやうなものであつて、それでもいいのではないか。インベントリー・ファイナンスは言うまでもなく何と申しますか、例えば出超があつた場合にそれがインフレになつては困るという考へもそのうちの一つだと思ひます。そういう考へかたがあるならば、その出超のエクソクトというものを調和するのは中央銀行の別個の部面であつてもいい、その他いろいろ方法がありまして、或いは他の手段によつてこれをやつてもいい、そうすれば、他の手段に訴へることができらるならば、私どもの必要な円資金というものは中央銀行から制限付き若しくは無制限に借りることにしてもよからうという考へを考へておりました時代もございました。

りまして、大体ここに來ておる外国為替銀行を通じて仕事をしておるのです。ですから日本側の為替銀行の取扱ったビジネスは向うに取引先というものがありませんから、向うと直接にやるということもないではないのですが、種々の点からそれは意外にも遺憾なことには甚だしくて、こちらに來ておる銀行を通してやるのが非常に多い。従つて結論的に申せば、ここに來ておる外国銀行は日本の銀行を助ける存在として來ておるので、競争相手としてその範囲内では來ておるのではないといふ、そういう状態にあります。従つて日本側の銀行の取扱つておるものは、一応非常に大きな部分が日本に支店を持つておる外銀を通じて行われておるといふような実情であります。若しその部分を除いてしまつても、外銀が日本においてその自己の固有のお得意、これは外人商社が多いのですが、その外人商社のごときものと取引をしておる分と日本側の為替銀行がやつておる金額を比較しますならば、これは日本側の為替銀行がやつておるものが圧倒的に多い。比率はちよつと私算えませんが、圧倒的に多いのです。

○油井賢太郎君　そこで話題を、これはあなたのほうでは御回答はどうかと思ふのですが、日本の銀行が以前のやうに海外に支店を持つて、外銀の世話にならなくてもやつて行けるやうな状態にまでにはまだ參つておらないのですか。それとも若し日本の為替銀行が外国に支店があれば、外銀のお世話にならなくてもやつて行けるということになるのですか。

○政府委員(木内信胤君)　それでは、まだその事態が来ることは相当遠いのではないかと思います。

○松永義雄君　今度の法案及び提案理由を見ますと、外貨の売買もできるという事になつておるのですが、どの程度に売買できるのですか。如何なる場合においてもできるのですか。

○政府委員(木内信胤君)　為替管理委員会が外貨の売買をするといふことは、相手方は限られてゐるのです。為替銀行若しくは外国銀行に限られておりますが、金額については制限はございません。

○松永義雄君　この頃無為替の貿易が行われてゐるというのですが、そういうことは事實はあるのですか、ありません。

○政府委員(木内信胤君)　無為替の貿易というものは例外でありまして、一許可を要するといふことになつております。多少ございいます。多少ございいますが、そう大きなものはないと思つております。

○松永義雄君　その許可は大蔵省がなさるのですか。どこがなさるのですか。

○政府委員(木内信胤君)　許可官庁は通産省でやつて、これは例外といふので為替管理委員会の同意を要するといふことになつております。

○松永義雄君　その状態のお話を願ひます。

○政府委員(木内信胤君)　私どもの委員会は非常に多忙でありまして、委員が四人おるのであります。大体分担をきめてやつております。私そのほうは自分で見ないものではないです。つきり存じませんが、若しなんでありますから、担当委員に出席させましてお答えいたします。

○委員(小串清一君)　ちよつと一時休みましてこの際去る十日に質疑が終了しております。国民金融公庫法の一部を改正する法律案について討論採決を行いたいと思ひます。

○松永義雄君　預金部の関係者……。

○委員(小串清一君)　佐藤さんがおります。

○松永義雄君　それでは一点お尋ねいたしたいのですが、急にこう言われたので、條文を見なければならぬのです。今度預金部が金融債券を引受けるという規定がございいます。それに対して国民金融公庫は今度出ました法律案によつて、預金部に引受けてもらふ金融債券は、発行する権限をきめてゐるという方向になつておるかといふ点……。

○政府委員(佐藤一郎君)　国民金融公庫につきましては、只今のところそういう規定はございせん。

○委員(小串清一君)　いいですか。

○松永義雄君　それでいいです。

○委員(小串清一君)　それでは別に御発言がないようでありますから、本案の討論に入らうと思ひます。別段御発言もないようでありますから討論に入ります。

○松永義雄君　私は社会党として本案について賛成をするものであります。ただ希望をいたしましてこのたびの改正案によつて果して実際の需要額に達するか、需要額を満たし得るかどうかについては疑わしいものがあるのではありません。それは実際の需要額は二百億圓ぐらゐに達するであらうと思ひます。現在の国民金融公庫の組織を以てして、即ち事務所の現在の数を以てしてでは、実際の需要者があつても

それに接触するだけの力を持つておらない。若し今の事務所が、今度の法案によつてできる事務所の数を殖やして見たところで、実際の需要者に接するだけの能力を持たない、全国的に見まして小企業者と申しますか、それ以下の階級のかたゝの需要金額の量は、相當量に達するのであります。現在の法案の改正案だけではそれを満たすに足りないといふことは、数字の上ではつきり言ひ得るのであります。従つて我々としては、少なくともこの需要を満たすだけの金額としましては、百五十億圓ぐらゐまではそれ以上上げて行かなければならぬと思ひます。ただきめなれないよりかきめたほうがいいといふ意味で、私は只今の議題になつております本案に賛成するものでございいます。本案の通過によつて、決して私は満足するものではない、その意味において本案に賛成し、希望を付するものでございいます。

○油井賢太郎君　国民民主党といたしまして、この法案に賛成をするものであります。併しながら質疑応答中にいろいろ伺ひますといふと、最近の回収の方法がよろしいといふか、或いは貸出の際の資格審査等がよかつたといふか、非常に回収率がよろしいのです。その反面におきましては、借りるほうから言へば、非常にまあ借入れ條件がむづかしいといふことも一面言われるのであります。而も先ほど松永委員からのお話がありましたように、希望者があつては倍といふやうな数に上つておるのであります。到底このやうな金額で以てしては要望に応ずるといふことはできないのが実情でありまして、従つて成るべく広範囲に亘つて要

望するところのものを受入れるやうな態勢を整えるために、できるだけ政府におきまして、この資金のもう一段増強、或いは設置個所の増加ということとを計画されることを、将来において希望いたしまして賛成するものであります。

○委員(小串清一君)　ほかに御意見があらうならんやうでありますから、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(小串清一君)　御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。本案に御賛成のかたゝの挙手を願ひます。

〔総員挙手〕

○委員(小串清一君)　全会一致と認めます。よつて本案は可決せられました。

なお本会議における委員長長の口頭報告の内容については、本院規則第四百條により、あらかじめ御承認を願うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(小串清一君)　御異議ないと認めます。

それから委員長が議院に提出する報告書に付する多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

愛知　　一	小宮山常吉
松永　義雄	杉山　昌作
小林　政夫	大矢半次郎
黒田　英雄	清澤　俊英
油井賢太郎	九鬼紋十郎

○委員(小串清一君)　先刻來御審議を願つております外国為替資金特別

會計法案を引續いて質疑を継続いたします。

○油井賢太郎君 更に二、三点伺いたいのですが、最近の新聞を見ますと、アメリカの金の価格が大分騰貴が高騰してあるというところが出ておるんですね。それでアメリカの金が多／＼海外に流出されるというところが出ておるんですが、あの事実を以てしますというところ、日本がドルを蓄積しておるというところは、将来ドルの切下げというところがあるが、若しあつたとするならば、大なる損失じゃないかと思うんですが、フランスあたりでは大分政府がアメリカあたりから金をどん／＼買取つておるというので、為替関係でなしに金を以ていわゆる外国為替の經理の基本とするような傾向を示しておるようなんですが、そういう点は木内さんあたり御検討なすつておりますか、どうですか。

○政府委員(木内信胤君) 近頃はアメリカの金は大分流出するようでありまして、殊に諸所方々において闇相場がございます。それは相当高いものであるというところは一つの注目すべき事実だと思ひます。思ひますが、これはおのおの個人が何か第三次大戦であるとかその他のことに備えて貯めておるというところを原因とするものと解釈しております。国家がそのリザーブであるところのものを金にするという意味では余りないのではないかと思ひます。日本の場合といたしますと、これを金に換えて取る、而もそれは金価格の変更にすることを考へての措置で、先ず日本の場合にはしないほうがいい、たとえそれができることでありまして

も、しないほうがいいと私は解釈しております。

○油井賢太郎君 その次に最近のOSS関係の物資が非常に街に氾濫しておつて、先ほど話がありました、いわゆる無為替輸入の裏付けみたいなことになつておるんですが、これに對しましては外国為替管理の方面から見てもつと明瞭にするような方策はないのですか。

○政府委員(木内信胤君) OSS物資のみならずスベツシヤリ・テイ・ショツプというものがあつて、それがいろいろ／＼なものを輸入することが許されております。これは無為替輸入というわけにはいかないで、予算には組まれないが、彼らは外貨を持つてゐるためにそれで輸入するわけでありまして、そういうシステムがございまして、それが私どもの頭痛の種であります。その物資がどのように世間に氾濫するといふことは、言うまでもなくそこに不正が行われておる証拠でありまして、大變に遺憾に思つておるんですが、これを直すことに頭をしぼつておりますけれども、なか／＼名案がございまして、目下研究中であります。その事實は確かにはあります、これは遺憾なことだと思つて、何とかしたいと思つております。それについて一つ申上げて置きたいことは、例のコンヴァーティブル円、交換性を持つた円という勘定を作りました、それで以て或る種の人々がそういう物資を買ふことを許されておるのでありますが、その制度に結局抜道が多いということがございまして、行われる理由の最大なるものだと思います。あの制度を作りますときにいろいろ議論がありましたのですが、今の

日本といたしまして日本国内に進駐軍がおりまして、それがMPCと称する軍票、それを以て彼らは生活をする、これは所定の場所を以て買ふためのものであります。それを利用しますといふ／＼なことが行へる。そこに斧鉞が加へられないような立場にあるといふことがこの問題を非常にむづかしくするゆゑである、いろいろ苦心しておりますが、目下討論中と御了解願ひたいと思ひます。

○油井賢太郎君 推定で結構ですが、一年間どのぐらいのドルに上るものですか。

○政府委員(木内信胤君) 遺憾ながらそれはつきりした推定を持たないのです。尤もOSS物資、SS、スベツシヤリ・テイ・ショツプといつても、いろいろ範囲がございまして、例へばたばこです。たばこだけでもなか／＼龐大なものになつております。次に大きなのは砂糖だと思ひますが、それらも随分多い。或る種の推定が個々にはあると思ひますけれども、全体に推定をしたことはなからうと思ひます。或いは通産のほうのその部局を担当してゐるかたが私よりは知識をお持ちかと思ひますが、これよりほかに私は持ち合はしておりません。

○委員(小串清一君) 御質問ありませんか。

○小林政夫君 外資導入の状態についてちよつとお話を願ひます。

○政府委員(木内信胤君) 外資導入は、私は外国為替委員会を代表いたしますが、外資委員会の委員の一人でありまして、その資格を以てお答えすることになるだらうと思ひますが、実はその御質問がござりますのでしたら、外

資委員会で作りまして昨年中の業績報告というものが最近出まして、私の机上にあるのでございまして、それを携つて来なかつたのは非常に残念であります。概見して私らに覚えに覚えておるところを申し上げますと、相当の件数の外資、一口に外資導入と申しまして、外資委員会の許可事項になつておるものに、例へば土地を買ふ、住宅を買ふといふたようなものも一応はその許可事項になつております。それらのものは外資導入と一応考えない、事業のために入つて来るものというふうになつて、而も外人が日本へ来てみずから事業を起すといふものは除きまして、その意味で外国銀行の支店が日本にあるのも一種の外資導入だといふふうになつてゐる。それは航空会社あり、保険会社ありでたくさんあるんですが、それらのものを除いてしまつて、日本で今やつておる仕事に對して向うからの援助が来るのだけを外資と考えますと、一番多いのは技術援助であります。この技術援助は、数字を申さんほうがいいかと思ひますが、外資委員会が許可いたしました司令部の許可も全部取つたといふものが、昨年末に九件、外資委員会だけ通つて司令部がまだだといふのが四十四件、審議中のものも相当ありまして、全体の件数がかなり多いのであります。技術導入としてはかなりのものが約束された。それが一団金にしてどのくらいな価値があるものかといふことを判定したいと思ひまして、こういう作業をしてもらつたのであります。それは技術を導入します大抵普通の形式が、売上げの三％であるとか、五％であるとかいふ

ものを拂つて行く、ロイヤリティーとして拂つて行く。技術援助の対価として拂つて行くといふのが多い形式であります。それを初年度でなくて、二、三年先を考へて、それを標準年度と考へる。そうすると、一件ごとに標準年度でいくらか拂うのだといふことにしまして数字を取りましたところが、例へば昨年末ですが、一応の計算によると、四百何十万ドルという数字が出たと思ひます。ロイヤリティーとしてそれだけ拂う。といふことは、四百何十万ドルに拂うといふことは、仮に五分の金利で以て金を借りたとして、八千万ドル借りますと、丁度四百何十万ドルの金利負担になる。五分の金利で八千万ドル借りたとき等しい援助をもらつたと見て見られないことではない。これは一つの目安として或る種の価値のある見方だと思ひまして、その計算をしようではないかといふことをしまして、多分昨年末で締切りましたのが、さつき最近もらつて机上にあると申しましたレポートに書いてあると思ひます。

その後殖えたと思ひますから、或いは五百何十万ドル、そうすると五分の金利とするならば、一億ドルに等しいものが入つた、技術援助として入つたと言へば言へる。そんなような状況であります。それに附随しまして事業参加として株を買つたものもありまして、多少の金を貸したのもあるかと思ひます。それらはまだ微々たるものであります。大体は技術援助の対価を拂つた、技術援助を受けてその対価を支拂つたといふ形式が一番多いのであります。大体そんなような状況であります。

○小林政夫君 物の面で来る事例は

ないんですか、技術でなしに機械と
か……。

○政府委員(木内信風君) それもない
ことはございません。例えば石油です
と、原油をもちつて、その対価として
工場の敷地を提供しようといったよう
なものもありますし、そのほかのものも
ありますが、これはその後余りに多く
は伸びないようでありまして。物をもち
つてというものは、技術提携の場合に機
械をもちつて、それも借金形として残
つて行くというの少しあつたかと思
います。大した金額はないと思いま
すが、その表を持つて来るとよかつたの
ですが、今持つておりません。

○委員長(小串清一君) 本案について
の質疑はこの程度にとどめまして、こ
れから鉱工業貿易公団の損失金補てん
のための交付金に関する法律案、これ
について質疑を開始したいと思いま
す。

○松永義雄君 議事進行について。か
ねて請求しておいた検察庁に関する書
類、至急御提出を進めて頂きたい。

○委員長(小串清一君) まだ検察庁か
ら参つていないようであります。なお
催促いたしましょうか。ちよつと速記
をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小串清一君) 速記を始めて
下さい。

御質疑はありませんか。

○油井賢太郎君 資料について先ず伺
いたいのですが、資料の2の3にあり
ます輸入物資が二月一日現在でまだ二
十三億六千二百万円残つていますが、
これはどういったようなものですか。

○説明員(石井由太郎君) 現在残つて

おります輸入物資は、錫約十二億、
鉛約六億、そのほかタンニン材料でござ
います。と、或いはガタバルチ
ヤーと申しまして、これは海底電線の
被覆に使います特殊な物資でござい
ます。そのようなもの、若干の薬
品類、そのようなものを合せまして二
十三億余の在庫が二月一日現在で残つ
ております。

○油井賢太郎君 なか／＼貴重な物資
がた／＼残つておるのですが、これ
はもうすでに処分する金額と申しま
す。価格というものは大体予定されて
おるのですか。それとも只今では闇の
値段等が非常に高いのですけれども、
そういうものと脱合せて、⑤の改訂と
かそういうものがあつた際に処理され
ることになるのですか。

○説明員(石井由太郎君) 在庫の処理
につきましては、すべて時価をもつて
処分いたすことにいたしております。

大よその物資は⑥の外れておるわけ
でございますが、なお二、三の物資に
つきましては⑥のあるものもありま
す。併しながらこの廃止或いは改訂と
いうものが真近かであるという場合に
は努めてこれを避けまして、公正に改
訂⑥或いは⑥の外れました後の入札制
によつて販売することにしておりま
す。

○油井賢太郎君 錫とか鉛などの価格
は時価の価格で以てて表示されておる
わけなんですか。

○説明員(石井由太郎君) これは輸入
当時の取得価格、帳簿価格でございま
す。

○油井賢太郎君 そうしますと、これ
ほどの程度の価格で時価なら処分され
る予定になりますか。

○説明員(石井由太郎君) 入札にいた
すかもわかりませんので、予定価格の
発表のようにならざるを得ないと思
います。現在錫、鉛等は司令部から凍
結のようになつておりました。最
終需要者に入札せよということになり
ますので、恐らくは隨意契約にもつて
行くように相成るかと思ひます。その
価格につきましては目下検討いたして
おりますが、国際価格といたしまして
は、錫のごときはニューヨーク、シン
ガポール等の建値があるわけでありま
すが、これらも参照し、又国内におけ
るそれ／＼の山乃至取引市場の価格等
も勘案いたしまして、財政法第八條に
触れないようにという見地と同時に、
できるだけ輸入品の損失を少くする
という見地からいたすことになつてお
ります。

○油井賢太郎君 二十三億という残
高、これが時価で以てて若し処分され
るとすれば今度政府で出された十七億
見当の損失金くらいは浮いてしまふん
じやないのですか。

○説明員(石井由太郎君) この輸入品
の価格の差増、差減と申しましたの
は、貿易特別会計それ自身の損失或
は利益となるわけでありまして、独立
の法人であります公団の利益には相成
らないのであります。従ひまして公団
におきまして輸出品を安く拂ひ下げま
して起りました損失でありますとか、
或いは売却金の回収不能によつて生じ
ます損、こういったものをこれでカ
バーいたすというわけには参らないわ
けであります。

○油井賢太郎君 今の最初のほうがよ
くどうもわからないのであります。こ
の会計は帳簿価格で以て売渡してそ
の損失というものは他の会計に移ると
こういうわけなんですか。

○説明員(石井由太郎君) この帳簿組
織といたしましては貿易公団の保有し
ております資材、物品というものと
貿易公団が預つておるものと二つに
なつておりました。輸入品は保
管品の預り品として整理いたしたので
あります。従ひましてその利益が出
ても自己の利益を見るわけにいかん、
こうなつておるのであります。

○油井賢太郎君 それは公団でどこか
ら預つておるのですか。

○説明員(石井由太郎君) バランス・
シート上では輸入保管品、保管品とい
う勘定を借方に立てまして、保管品見
返りとしたしまして、その等額をあげ
ておるといふ形になつております。
で、若し十億円のものが十五億円に売
れるということがございますれば、当
然保管品の見返りの金額をそれだけ殖
やすということになりまして、公団は
通り抜けであるわけでございます。な
おその差益は貿易特別会計それ自身の
利益になつておる。こういうことにな
るわけでございます。

○油井賢太郎君 それで何つて置きた
いのですが、こういうあれですか輸入
品等は貿易特別会計でいわゆる売買を
一切するんですか。

○説明員(石井由太郎君) 公団はその
管理差配をいたしておるわけござい
まして、価格の決定、売渡先の決定等
は、すべて貿易特別会計それ自身が公
団を指図をして実務を行なつておるわ
けでございます。

○油井賢太郎君 それはこの鉱工業貿
易公団ではいつでもそういうふうな初
めからしていたわけですか。それとも
そういうものもあると、こういうわけ
ですか。

○説明員(石井由太郎君) これは鉱工
品貿易公団のみならず、繊維貿易公団
におきまして、輸入品につきまして
はすべてこれは国直接の所有でござい
まして、公団はこれを保管しておるだ
けである。従つて国の出納命令に従つ
てこれを出納し、契約し、代金の徴収
等を行う。こういうことに相成つてお
つたわけでございます。これは公団
発足以来変わらない建前でございます。

○油井賢太郎君 もう貿易特別会計と
いうのは予算も組んでないんですね。
今度は……。

○説明員(石井由太郎君) 貿易特別会
計は、二十六年度は予算が組んでござ
いません。特別会計として組んでござ
いません。で、一般会計の通商産業省所
管の部に貿易会計整理費という支出費
目と、歳入といたしましては公団等の
整理収入という二つの点で組んでお
るわけでございます。

○油井賢太郎君 續いてお尋ねいたし
ますが、その貿易特別会計がないの
で、一般会計のほうで整理されると言
つておりますが、その一般会計のほう
では当然只今あなたが説明されたよう
な数量のものの売上代金の利益という
ものは計上されることになると思ひ
ますが、それは予算にはどのくら
い載つておるのでありますか。

○説明員(石井由太郎君) 本年度内に
全部処分を完了したという見通しを
以て一般会計の歳入として組んでお
ります。従ひまして物で越すというこ
とは予定いたさなかつたのでありま
す。若干の変動は実際においては起つ

て来るかも知れませんが、利益という数字を挙げたのはございませんで、全部の金額を挙げた、つまり十億のものが出て債権として四月、五月に入つて参りますのは、その金額を歳入に見込んである、こう御了承願います。

○油井賢太郎君 まだ値段のつまりきまつてないものの差益はどれくらい公団としての一般会計に繰入れるのですか。

○説明員(石井由太郎君) 公団等の整理収入といたしまして、歳入を見込みましたものは繊維公団から入つて参ります約二十八億余の剰余金でございす。それから鉱工品公団から入つて参ります貸付金の返済十六億余、それから売上げ、鉱工品公団で債権として年度を越すであろうと見込みました売上収入、つまり十七億余と、それから輸出品の対価がドルとして入りますもの約三億と見込みました金額、しめて六十五億余が公団整理収入として見込まれております。

○油井賢太郎君 ちよつと今のあれではわかりませんが、昭和二十六年度予算の説明では……。

○説明員(石井由太郎君) 二十六年度一般会計予算の第十ページに通商産業省所管の公団等整理収入として六十五億二千九百四万計上してございす。同時にこれの細目は、ちよつと今数字を整理してあります。

○油井賢太郎君 この件は私どものほうでももう少し検討して、この次の機会に質問いたすことにしたいと思ひます。

次にこの公団職員によるところの損失というふうなものでね。これはよく新聞なんかに出た問題だったので

が、或いは、この委員会でもう御説明済みなら重ねて聞きませんけれども、若しまだこの委員会として説明されてないのなら、どういうわけでこういうふうなことができたか、あらましで結構ですが……。

○説明員(石井由太郎君) 鉱工品貿易公団におきまして、鉱産部その他二、三の部におきまして、職員が不心得を働かしまして、国庫金を流用した、或いは公団の所有金を流用したとして、或いはこれが最近回収不能に陥つておるといふことの事態につきましては、誠に申し訳ないと思つてございす。誠に申訳ないと思つてございす。ここに挙げました事件は公団の事件におきましては、早船某以下数名の職員が、公団に拂込まれた金、或いは公団から支拂すべき金を自己のほしにまゝに或いは取得し、或いは引き廻してこれを浮貸したとしておつたという事案なんです。本件は関係者が手を触れた総金額三億五千二百万円余の大きな金額に上つたのでございす。二億四千八百万円余は事件発覚までの間に返済をいたしてございす。発覚当時一億四百万円の損害があつたのでございす。その後犯人等の持つておられます財産を差押え、或いは預金等の残高のありましたのを返済させ、更に浮貸先から回収いたすという等の措置を講じまして、二十六年の一月末現在までに約一千万円の金額を返済いたしてございす。九千四百万円余の金額が現在国庫の被害となつておるわけですが、目下これに對しましては刑事上の訴訟並びに民事上

の訴訟をいたして、犯人並びにその浮貸先から追及をいたしてございす。なお浮貸先等の中には、担保を出すとか、或いは返済の形を書くとかいうようなことをいたしておるものもございまして、極力これを追及いたすつもりでございす。ただ公団は九月三十日を以て清算を結了した事になつておりますので、それまでは全部これが返るといふことは予定いたされませんので、九月までに返ると見込まれた四千万円を除きました五千二百万円は一応解散時におきまして、清算結了時におきまして回収不能になることに相成るわけではございす。これは公団が貿易特別会計から借入れした金で整理をいたしてございすので、この損失を補填いたしてやりませんと、貿易特別会計からの借入金返済できない。従つて清算の事務が結了できないといふことになりまして、この金額を損失補填の金額に一応切替えたわけではございす。勿論公団が解散いたしましたあとには、或いは犯人に對する債権、このようなものは国家の直接債権に相成りますので、この債権に對しまして回収に努める考えでございす。

農水産部事件と申しますのも大体同様な事件でございまして、隣鉱石等の代金を横領した事件でございす。物資処理事件と申しますのも大体同様な事件でございす。横浜支部事件と申しますのは約百万円の金額を拐帶逃亡した事件でございまして、これらの職員に對する監督に非常に遺憾な点があつたといふことは我々も深く自省いたしておるところでございまして、公団の總裁、その他関係者につ

ましては深くその監督上の責任を責めておる次第でございす。被害の種類その他細かいことにつきましては、資料を以て大体明らかにしてあるつもりでございすので、それによつて御覽願ひたいと思ひます。

○油井賢太郎君 私はこの委員会では詳しく内部をどうのこうのという問題よりも、被害を蒙つた金の回収方法が一番の問題だと思ふのです。まあその他の問題については他の委員会でも当然やるべきことだと思うのですが、まあ大ざつぱに見ても、発覚当時の被害は、例えば早船事件は一億円にも上つておる。その一億というものは使われたのじやなくして運用されたものと推定されるのですが、それにもかかわらず回収不能がなお五千万円以上もあるといふのがどうも腑に落ちないのです。その点はどうか。

○説明員(石井由太郎君) 実は現在までは九千四百万円の被害額が割れまして八千万円台に台割れをいたしておるわけではございす。浮貸し先も最近経済的に活動できるというふうになりましたところでは、これを任意返済いたしてございす。この大きな金額は資料の十二の四というのにございまして、大きいもの、小さいものがございますが、なかなか大きなのは協和銀行の引受けております為替手形の問題でございす。これにつきましては為替手形訴訟を行ひまして、九月までには少くとも第一審の判決は得られまして、仮執行その他ができる段階まで行けるだろうといふ見通しで、四千万円余が回収できるだろうといふ表になつておるわけではございす。残りの金額

につきましては浮貸しその他を鋭意追及いたしまして回収する所存でございす。ただ相当時間を要しまして九月末までにすつかり完了といふところまでにはなかなか行かぬところまに考えられますので、一応損失補填金額に計上することをお願いしたわけでありす。

○松永義雄君 只今後回収見込額四千万円、それは九月までに見通しがついておるといふのですが、その理由、事情を一つお話願ひたいと思ひます。

○説明員(石井由太郎君) 四千万円の回収の予定のうち……、四千万円は手が銀行でございすので、これとすつたもんだやらなければならぬわけではございす。訴訟も現在相当のスビードを以て進行いたしてございす。現在までの調子では少くとも第一審では九月になる前に結論が出るという見通しを持つておるわけではございす。

第一審では勿論勝つつもりでございすので、この金額を掲げておるわけではございす。残りの金額はそれ／＼の浮貸先、或いは犯人などから支拂い契約をいたさしておるもので、その線に沿つての見積り額を掲げたものでございす。

○松永義雄君 それだけではどうもはつきりわからないので、銀行との関係というのには実はどういふことなんです、ちよつとお聞きしたい。

○説明員(石井由太郎君) 犯人らが浮貸をいたした先から、銀行の引受けております為替手形を担保として公団が取得いたしておるものでございす。そこでその実行を、支拂いを求めておるわけではございまして、任意支拂に應じませんので、これを訴訟を以

て争う、こういう関係でございますので、裁判の判決がありますれば、それの判決において執行できる、こう存しておるわけでありませう。

○松永義雄君 よくわかりました。そういうことだと、銀行がこちらの主張のように真に引受けているとすれば、すぐ支拂わなければならぬわけですが、それに対して銀行がごた／＼しておるといふのは、どういふ理由ですか。

○説明員(石井由太郎君) その点は現在訴訟でございまして、いろ／＼なことを申しておるのでございまして、あまり訴訟の内容に立入るほどのことは申上げたくないと思つてございまして、或いは手形が権限のないものによつて判を押されておるとか、或いはその手形に特約がついておるとか、つまり支拂期日が来ましても整理しないという特約がついておつたとかいふようなことを申しておるようございませう。

○松永義雄君 その銀行の名前を今おつしやつたようですが、何という銀行ですか。

○説明員(石井由太郎君) 株式会社協和銀行でございます。

○松永義雄君 少し専門的になるのですが、答弁書が出ておるわけですから、その答弁書の提出を求めます。

○委員長(小串清一君) 答弁書の提出を求めるということですが……。

○説明員(石井由太郎君) 答弁書と申しますと、何の答弁書でございませうか。

○松永義雄君 銀行のほうの側から恐らく答弁書というものが出ておると思ひますが、若し出ておらなければ、そ

れは調書に載つておるわけですから、その調書の写しというものが提出できる、これは確実に提出できます。是非提出を願ひたい。

○説明員(石井由太郎君) これは訴訟上の書類でございまして、まだ調書もできておらないのでございまして、先方の弁護士とも相談いたしまして、取寄せられ、且つ提出できるものでありますれば、提出いたします。

○小宮山常吉君 公団の事件は社会に非常な問題になつたのでありますから、はつきりしたものをいろ／＼もつと国会に提出して頂きたい。我々やは一一般に聞かれたときにもいろ／＼の話の出るようなはつきりしたものを出して頂きたいと思ひます。特に在庫は、今お話を聞きますれば、公団のものでないものが多い、在庫なんかも帳簿価格、今日の価格だといふと相当な相異があるので、これが公団のものとして売りますれば、僅かな十何億の補填だが、その公団の売上げでできるではないかといふようなことも業者から話があつたのであります。こういうものははつきりしたものを……。

○説明員(石井由太郎君) この事件につきましては、お言葉の通り非常に社会に対する影響力も問題でございまして、我々もいたしまして、できるだけ事実をはつきりいたしまして、お叱りを蒙るべきところはお叱りを蒙るし、又下に答ふるべきものは答へておるといふ状況でございまして、大体の資料は相当浩瀚なものを用意いたし

まして、先ほど御要求もございましたので提出してあるわけでございます。大体のものは盡しておると思つてございませうが、御要求によりましてはできるだけの資料を提出いたします。

○清澤俊英君 大体御質問もあつたようでございますが、この売買損益金というものを、これはやはり手持の品物を売却したその際の損益であるか、大体そうであろうと思つてございませうが、買損益金というか、多額のそういうものが、どういふわけであらうか、損益が出たのかといふことを伺ひたいと思つてございませう。

○説明員(石井由太郎君) お話の通り公団の損失補填の大きな部分を占めておりますものは、輸出品のいわゆる滞貨が国内に安く処分されたということによる損失でございませう。公団は二十二年の四月発足以来約四百億円の品物、四百二十億円の品物の輸出品として扱つたわけでありませう。うち三百六十億を輸出いたしまして、六十億のものが滞貨として残つたわけでございます。これを処分いたしましたものが、四十五億程度でございまして、差引十五億ばかりの赤字を生じたといふのが、大体の実相なのでございませう。公団が四百億の品物を買入れた状況、並びにその輸出の状況は、これも資料を以てお配りしてあります。輸出に使用しておりますのは先ず資材が凍結されておつた。勝手に輸出の生産に着手するわけには行かない。本来

から申しますと、外国からそれ／＼の注文なり、又司令部の特別の命令がありまして、生産に着手し、先方から確実にこの代価が拂える、契約が実行し得るといふ確証を握つてから製造に着手して参れば、こういう間違ひはなかつたと思つてございませうが、それは、消費に間に合わない。そこで政府の計画による生産、いわゆる見込生産といふものが相当量行われたわけでございます。勿論見込生産なり、計画生産なりをいたすにつきましては、当時の状況上誠に十分ではございませうけれども、できるだけ海外の市況を捉え、又従来の取引先等をも迎ひまして、的確な注文を、情勢を把握することに努めたのでございませうが、これが往々にして見当外れである、曾ては売れたのでございませうが、五年余のブラシクの時代にすつかり時期が遅れてしまつたといふこともたくさんありまして。

又立派な注文が来ておるのでございませうが、当時参つておりましたバイヤーは余り素姓のよろしくないものもございまして、これが一方的にキャンセルして参つた。そのキャンセルして参つた分に對しまして、こちらから損害賠償の請求をいたすことが十分に参らない。勿論中にはキャンセルによりまして、取つてありました保証金を没收したというものもたくさんございませうが、全部についてこれを行ひ得ないような日本の国際的地位であつた。

それから三番目にはそのような関係のほかに、だん／＼にマーケットが下つて参りまして、殊に一本レートが設定されますと、従来の非常に割高につきましたものでは、相当値引をしない

ことには輸出もできないというような関係もあつたわけでございます。これが輸出滞貨を生じた主な原因でございませうが、然らば仕入が高過ぎたのではないかといふ問題になるわけでございますが、これは当時がございまして、法律百七十一号という不正支拂防止法に基いて非常に細かく計算して、当時の時価で出しておつたのでございまして、この点につきましては会計検査院その他から嚴重なる審査を受けておるのでございませうが、買上げそれ自身は適切なものだと思うのでございませう。

第四の理由は先ず滞貨になりましたものの国内拂下が非常に悪かつたのではないかと、安く放出したので起つた問題ではないかといふのでございませうが、これにつきましては非常に困ります。第一にこれを放出いたしました時期はすでに経済情勢が大分變つて参りまして、物価はだん／＼下つておるといふ情勢が一般的にありまして、のでございませう。例えば機械類等のごときは、輸出するときには非常に高かつたのでございませうが、輸出が不能になつたために、非常に安く売られなければならぬ、売らなければならぬ理由は同一品が国内で安く生産されるように合理化その他が進んで参つたのでございまして、こういう点から相当に損をしなければ売り捌けない。更にもともと鉱工品公団関係の輸出品は一本レートになります前に、四百円から六百円、甚だしきは九百二、三十円くらいまでの交換率で買上げられておつたものもあるでございませう。これが三百六十円レート一本で輸出しておるもの

ということ、これは商売といたしまして考えましても、まあ止むを得ないところではないかと、一面におきましては、繊維のごとく三十億に近い利益を出してゐる。又この会計が一部輸出補助的な意味を持たせておつたのだといふことも併せ考えられまして、我々は会計検査院その他の審決があるものだと考へておられますので、この点は私どもに答弁を要求なさつたのではないと思ひますが、御参考のために申上げて置きたいと思ひます。

それから浮貸先その他からの回収は、一応九月までに回収不能だから、その回収できるものを除きました額は損としてという問題でございますが、これはそれ／＼これも参考資料にございまして、浮貸先とまだ／＼折衝いたしておるものでございまして。或いは年賦拂、月賦拂その他の措置をそれぞれ講ずる目途がついておりました、四千余万円というものは年内に、九月までに入つて参る、爾余のものは飽くまでも国家の損失といたしまして、債権といたしましてこれを取立てなければならぬ。取立てる方法といたしましては、結論的に申上げますれば、破産というやうなところまで行かなければ、我々といふところは回収する義務が免除されないわけにございまして、その点まで追究いたす考えでございまして、この回収につきましては、定期貸或いは据置貸といったやうな制度を併せ用ひまして、どこまでも追究いたして参りたい。結局浮貸先等が更に適法に債務を免がれることができるやうになるまでは、どこまでも追究しなければならぬやうな関係になつております。

○木村義八郎君 もう一つお伺ひしたのですが、進駐軍の放出物資ですね、あのほうには損失は出ておらないのですか。

○説明員(石井由太郎君) 進駐軍の放出物資という意味でございまして、これは御質問の趣旨が、進駐軍の放出物資といふのはいろいろございまして、援助で参つておるガリオア資金、イロア資金で参るもの、これについては援助物資等処理特別会計で処理いたしておるものでございまして、現在のところ、その巨大な損失はない見込みでございまして。一時非常に大きく損失が見込まれた時代もあつたのでございまして、現在のところでは我々の聞いておる範囲では、余り多くの損失は出ない。いわゆる大体／＼／＼というように聞いております。又拂下物資と申しまして、港頭等にもありまする廃品、それに近いものといふものを拂下するわけでございしますが、これは最近韓国軍等によりまして一部を返還いたしておるおるわけでございまして、これからの差損が出るという事実は、今のところありません。

○木村義八郎君 大体わかりました、前の国会で、外為のほうの百億のインベントリー・ファイナンスをやらざるを得なくなつた原因について、大蔵省の主計局のほうから、結局まあ貿易特別会計の損失が多くなつたため、そうして外為のほうへ繰入れざるを得なくなつたその原因として、今の放出といふのですか、進駐軍の放出物資、それがあの当時、金額でやはり我々に示されたのですが、それは解消した、こういうふうな了解してよろしいのですか。

○政府委員(石原周夫君) 二十五年補正予算におきまして、一般会計から外国為替特別会計に百億の繰入れを行いました理由につきましては、先般の補正予算の機会に御説明申上げたのであります。木村委員御指摘のように、当初におきましては五百億程度の貿易会計におきましては余裕金がある。実は予備を見まして六百億、それで外国為替の特別会計に繰入れをいたす、従つて一般会計としては、いわゆるインベントリー・ファイナンスに当りまする繰入れは要らない。こういうことを申上げておつたのであります。ところが実行上、この前の追加予算の機会に申上げましたように、大体二百六十億程度の余裕に相成る、従つて二百六十億しかもらわれないからと申しまするが、それ以外のいろいろ／＼なファクターもあるわけであります。五百億が二百六十億に減りましたことが、一つの百億を入れます理由であつたこと、これは事実であります。ただ五百億が二百六十億に減りました理由につきましては、その当時たしか資料を以て御説明申上げたかと思つておりますが、それは今御指摘のやうな資産の価格が安く売れたという問題じやないのでありまして、その主たる理由は、御承知のように二十四年の十一月の末を以ちまして、一本レートを作つたわけです。従ひまして、貿易会計におきましては、こういう前提でものを考えたと。即ち一本レートが作られます前と後で、どういふ違いがあるかと申しますと、レート設定の後におきましては、政府貿易といふことも、外国為替の売買を外国為替資金のほうとの間に

いたすわけでありまして、レートの定きます前、従つて為替の売買をいたします前におきましては、政府貿易といふのは、輸入がばか／＼入つて参りまして、その売上げがその会計に溜るという仕組みであります。レートができましてからは、輸入が行われまして、貿易会計としましては、輸入為替を外為から買ひまして、それだけの損失が立ちまして、その見合ひとしまして物が入つて来る。それを売つて現金の収入に相成る。従ひまして貿易会計に生じまする剰余金の見方は、レート設定前におきまして、どの程度の輸入があるといふことの見込にかかると。今正確な数字は記憶はないのであります。五百億が二百六十億に減りました主たる理由は、御承知のように二十四年の十一月頃まで非常に輸入貿易の状況が悪かつた。従ひましてその当時考へましたやうな輸入ができませんでした、若千十月あたりから輸入が殖えてい

る、十一月、十二月頃からだ／＼殖えておる、従ひまして代価を支拂うこととなくしてこの貿易会計が取得するといふふうな考えられまして、そのために輸入が減少いたしました。そのために剰余金が減つたということが、これが余裕金が減りました主たる理由であります。

○木村義八郎君 それは、百億のインベントリー・ファイナンスをやらざるを得なくなつたという主たる理由としての御説明でございしますか。

○政府委員(石原周夫君) 五百億が二百六十億に減りました理由は、私の記憶しますところでは、殆んどそれが大部分の理由である。それ以外におきまして御承知のように、昨年の上半期に

おきましては、物の売れまするものが相対市場の情勢が悪うございしますから、当時におきまして若干売れ方の悪かつたものもございします。併しながら御承知のように、その後におきまして状況がよくならしたから、今正確な数字は記憶してありませんが、大体の違ひは、今申上げた十一月初旬におけるこの輸入が少かつたといふことになつております。

○木村義八郎君 それでは前に我々説明を聞いたときと違ふのです。それは速記に残つておりますから、御覽になればわかるのです。やはり約六百億、これが二百六十億に減つたことは減つても、まだインベントリー・ファイナンスをやらなくても済んだと思ふのです。その上にそういういろいろ／＼な損失ですか、そういうものがあつたから……、若しかその損失がなければ、インベントリー・ファイナンスをやらなくてもよかつたらうと、こういうあのとき河野主計局長の説明だつたのです。ですから私はさつき、進駐軍のほうの拂下げといふのですか、放出といふのですか、あのほうの損失も若干これ／＼あり、それから情勢が變つて安く売つたために、いわゆる輸出滞貨ですか、輸出滞貨を安く売つたために生じた損失がこれ／＼七十億とか、そういう御説明があつたのです。そういうこと説明で、非常に御説明が違ふので、それで今念のために伺ひしたのですが、それは食い違ひはないかも知れませんが、主たる理由といふ今の御話もありましたので、河野さんの前の主計局長の説明と違ふので、それで我々としては、これが何も責任をどうこ

うというのじやないので、事実をはつきり知つて置きたために御質問しているわけなんでして、それで今石原次長の言われることが、これが正確なんですか。

○政府委員(石原周夫君) 詳しくは数字を以ちましてお答え申上げた方がいいと思いますが、さつき申し遅れておりますことが一つございします。それを申し上げます。それは先ほど通産省から申上げましたように、来年度の一般会計予算において六十五億の収入を見込んでおります。それは処分が遅れ、入金が遅れる関係、その関係のために六十五億というのを来年度の予算に見込んでおるのでございします。二十五年当時におきましては、インベントリ・ファイナンスを全部処分をいたし、その代価が全部入るといふ予想で、六百億というのを見たのであります。その関係で六十億ほど繰越しに相成つておるのでございします。そのおの／＼がどういふ割合かといふことにつきましては、数字を以て申上げた方がいいと思ひますが、それで御覽願ひたいと思ひます。

○油井賢太郎君 この際資料を要求して置きたいのですが、先ほど政府委員からの御説明の中で、貿易特別会計のいわゆる整理は、公団等整理収入といふところに入つてゐる、それは九十一億七千二百七十九万八千円となつてゐるのですけれども、その内訳は手持商品の数量とか、それから帳簿価格の単価とか、そういうのと、あとできましてら時価を入れて、これを処分したらばどういふふうになるかといふことを併せて資料を出して頂きたいと思ひます。

○説明員(石井由太郎君) 只今のあれは、貿易公団だけの分の御要求でございしようか。それとも全部の公団についてのお話でございしようか、お伺ひいたします。

○油井賢太郎君 大蔵当局のほうから、これは全体を一つ御調査を願つて出して頂きたいと思ひます。

○政府委員(石原周夫君) 作りますでございしますが、ちよつとおつしやつた数字が私はわかりませんのですが、実は歳入に見ております公団等の整理収入は六十五億二千九百万円、予算書の十頁にございします。この六十五億の分です。

○油井賢太郎君 私が言うのは、二十六年度の予算の説明の十九頁のいわゆる官業及び官有財産収入の一番最後のほうにありまして公団等整理収入、二十一頁の上の左のほうです。

○木村福八郎君 ちよつと主計局長がおられますから、この問題について関係がないのですが、資料の点でちよつとお願ひしたいのですが、我々に提出されました財政法二十八條ですか、あれに基づく国庫の收支計算がございしますね。あれはあれで正確なんですか。

○政府委員(石原周夫君) あとでちよつとそれを拜見いたします。

○政府委員(東條猛猪君) 只今の木村委員のお話は、予算の参考書類といたしまして、二十八條に基づく書類の中の昭和二十五年年度の收支の見込が、最近のあれから考へて、あれでいいか、こういうお尋ねと拜聴いたしましたのですが、実は私もいろいろ検討いたしておりますが、その後相当数字に入りくりが出ました。それであの書類を作成いたしました当時におきまして

は、まああの程度の数字がほぼ正確を得ておるだらうということ、御参考までに御覽を頂いたのであります。が、その後のいろいろやはり事情の変化がございまして、あの数字は信憑力が薄うございしますから、そのつもりでお取扱ひ頂きたいと思ひます。

○木村福八郎君 何かうんと正確というのじやなくともいいのですが、あれでは相当違つて来ておるようですか。大体我々の参考にして差支えない程度の数字に直して、正誤表みたいでかまわないのですが、そういう数字を御提出願ひしますか。

○政府委員(東條猛猪君) 歳入にいたしましたも、歳出にいたしましたも、実は特に歳出の面は、関係各省といふ協力いたしまして、あの数字のチェックを今やつておりますが、率直に申上げて、関係各省では余りどうも費用の見込が立たん。我々のほうで見ると、どうもそんなものではない、例年の例に徴すれば、もう少し出るといふ感じがございします。政府部内におきまして相互に検討を重ねて、なか／＼意見の到達を見ないといふような点が相当ございします。実は財政法の命ずるところに従ひましてあの数字を申上げたわけでありまして、更にあれを見直してもう少しこれより正確度が高いといふものを御所望の時期にお手許に差上げられるかどうか、ちよつと只今のところ確答しかねますが、御要望の趣旨に副うようにできるだけいたすつもりでございします。

○木村福八郎君 それは私個人はそれでいいのですが、あれは紙に印刷してみんな国会議員に配付しておるので、それに対してあれでいいと思つて

おるかも知れませんが、これは何とかあれしませんが、ちよつと困るのじやないかと思ふのです。ですからその点は正誤表のようなものでも構わないと思ひますが、恰好をつけて頂きたいと思ひます。

○小宮山常吉君 手許に頂いたこの在庫表に、この公団の在庫表に残つておるものはどの程度でありますか。これも改めたものを頂きたいのです。公団の在庫として残つておるものはどのくらいあるかといふことですが……

○説明員(石井由太郎君) 三月十日現在で約七千万円の保有品が残つております。

○小宮山常吉君 これはたくさんあるのなか／＼わかりませんがね。

○説明員(石井由太郎君) チェックいたせばわかりますが……

○小宮山常吉君 一般に一つでできるものならば頂きたいのですがね。

○説明員(石井由太郎君) 日々これが動いておまして、実は提出いたしましたも、この三十日で大体公団保有品が処分を終るといふ考えでやつております関係上、日々五百から六百万のものが動いてゐるといふ現状でありまして、御要望ございしますれば……

○小宮山常吉君 次の機会でもいいですから改めて……、お願いいたします。

○委員長(小串清一君) それでは本日はこの程度でやめてよろしくございしますか。

○委員長(小串清一君) この際先刻資料を要求せられましたものは成るだけ早くまとめて出して頂きたいと思ひます。

○委員長(小串清一君) それでは本日はこれで散会いたします。

午後四時三十四分散会

出席者は左の通り

委員長 小串 清一君

理事 大矢半次郎君
杉山 昌作君
木内 四郎君

委員 愛知 揆一君
岡野 眞一君
黒田 英雄君
九鬼紋十郎君
清澤 俊英君
佐多 忠隆君
松永 義雄君
小宮山常吉君
小林 政夫君
油井賢太郎君
森 八三一君
木村福八郎君

政府委員 外務省管理
委員会委員長 木内 信胤君

○清澤俊英君 ちよつと資料の問題で、できたらお願ひしたいのは、そうしますと今配付してあります資料に、手持ち二十三億いくらとあります。今伺ひますと現在八千万ぐら……、そうすると短期間で約二十二、三億のものが処分せられた、その状況を一つ知らして頂けませんでしょうか。資料で……

○説明員(石井由太郎君) これは公団保有品の分でございまして、政府のもの、つまり貿易特別会計のものはそのほかに鉛、錫その他約二十二億ばかりのものがございします。

○委員長(小串清一君) それでは本日はこれで散会いたします。

午後四時三十四分散会

出席者は左の通り

委員長 小串 清一君

理事 大矢半次郎君
杉山 昌作君
木内 四郎君

委員 愛知 揆一君
岡野 眞一君
黒田 英雄君
九鬼紋十郎君
清澤 俊英君
佐多 忠隆君
松永 義雄君
小宮山常吉君
小林 政夫君
油井賢太郎君
森 八三一君
木村福八郎君

政府委員 外務省管理
委員会委員長 木内 信胤君

外国為替管理 大久保太三郎君
委員 西川甚五郎君

大蔵省主計 石原 周夫君

大蔵省主計 東條 猛猪君

大蔵省主計 佐藤 一郎君

大蔵省主計 伊原 隆君

大蔵省主計 酒井 俊彦君

大蔵省主計 小田 正義君

大蔵省主計 吉田 信邦君

大蔵省主計 石井 由太郎君

大蔵省主計 振興局 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

大蔵省主計 振興局長

事務局側

常任委員 木村常次郎君

常任委員 小田 正義君

常任委員 吉田 信邦君

常任委員 石井 由太郎君

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

常任委員 振興局長

三月十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案

一、公庫の予算及び決算に関する法律案

一、農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案

保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案

保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案

保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案

保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案

保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案

保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案

保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案

保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案

保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案

保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案

保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案

保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案

保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案

保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案

保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案

保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案

保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案

保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案

保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案

及関税法第百一條ノハノ規定ニ依リ派出ヲ要スル税関官吏ノ数ヲ基準トシ政令ヲ以テ定ムル額ノ特許手数料ヲ納付スベシ
第二十條 施設保税倉庫ノ庫主ハ其ノ保管スル貨物が蔵置中災害ニ因リ滅失シ又ハ税関ノ承認ヲ経テ滅却セラレタル場合ノ外其ノ保管スル外国貨物ノ輸入税ニ付一切ノ責任ヲ有ス
第二十一條中「又ハ国債証券」を「国債証券又ハ税関長ノ確定ト認ムル社債」に改める。
第三十一條中「三百円以下ノ罰金又ハ科料」を「三万円以下ノ罰金」に改める。
第三十二條中「百円以下ノ罰金又ハ科料」を「一万円以下ノ罰金」に改める。
第三十三條を次のように改める。

第三十三條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ前二條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス
第三十四條を削り、第三十四條ノ二中「第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條」を削り、同條を第三十四條とし、第三十四條ノ三を第三十四條ノ二とする。
(保税工場法の一部改正)

第二條 保税工場法(昭和二年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。
第十八條に次の一項を加える。
前項ノ特許ヲ受ケタル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ特許期間ノ定ムル所ニ依リ其ノ特許期間及関税法第百一條ノハノ規定ニ依リ派出ヲ要スル税関官吏ノ数ヲ基準トシ政令ヲ以テ定ムル額ノ特許手数料ヲ納付スベシ
第二十條 施設保税倉庫ノ庫主ハ其ノ保管スル貨物が蔵置中災害ニ因リ滅失シ又ハ税関ノ承認ヲ経テ滅却セラレタル場合ノ外其ノ保管スル外国貨物ノ輸入税ニ付一切ノ責任ヲ有ス
第二十一條中「又ハ国債証券」を「国債証券又ハ税関長ノ確定ト認ムル社債」に改める。
第三十一條中「三百円以下ノ罰金又ハ科料」を「三万円以下ノ罰金」に改める。
第三十二條中「百円以下ノ罰金又ハ科料」を「一万円以下ノ罰金」に改める。
第三十三條を次のように改める。
第三十四條を削り、第三十四條ノ二中「第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條」を削り、同條を第三十四條とし、第三十四條ノ三を第三十四條ノ二とする。
(保税工場法の一部改正)

第八條に次の二項を加える。
前項ノ特許ヲ受ケタル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ特許期間ノ定ムル所ニ依リ其ノ特許期間及関税法第百一條ノハノ規定ニ依リ派出ヲ要スル税関官吏ノ数ヲ基準トシ政令ヲ以テ定ムル額ノ特許手数料ヲ納付スベシ
第二十條 施設保税倉庫ノ庫主ハ其ノ保管スル貨物が蔵置中災害ニ因リ滅失シ又ハ税関ノ承認ヲ経テ滅却セラレタル場合ノ外其ノ保管スル外国貨物ノ輸入税ニ付一切ノ責任ヲ有ス
第二十一條中「又ハ国債証券」を「国債証券又ハ税関長ノ確定ト認ムル社債」に改める。
第三十一條中「三百円以下ノ罰金又ハ科料」を「三万円以下ノ罰金」に改める。
第三十二條中「百円以下ノ罰金又ハ科料」を「一万円以下ノ罰金」に改める。
第三十三條を次のように改める。
第三十四條を削り、第三十四條ノ二中「第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條」を削り、同條を第三十四條とし、第三十四條ノ三を第三十四條ノ二とする。
(保税工場法の一部改正)

第一條 国民金融公庫及び住宅金融公庫(以下「公庫」といふ)の予算の作成及び執行並びに決算の作成に關しては、この法律の定めるところによる。
(事業年度)
第二條 公庫の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。
(予算の作成及び提出)
第三條 公庫は、毎事業年度の収入及び支出の予算を作成し、主務大臣を経由して、これを大蔵大臣に提出しなければならない。
2 前項の収入は、貸付金の利子その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とする。
3 第一項の支出は、国民金融公庫にあつては借入金及び恩給債券の利子、事務取扱費、業務委託費、固定資産の取得に要する経費並びに附属諸費とし、住宅金融公庫にあつては借入金の利子、事務取扱費、業務委託費、固定資産の取得に要する経費及び附属諸費とする。
4 第一項の予算には、左の書類を添附しなければならない。
一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に關する書類
二 前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
四 その他当該予算の参考となる書類
5 第一項の予算の作成及び提出の手続については、大蔵大臣が定める。
第四條 大蔵大臣は、前條第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならぬ。
2 内閣は、前條第一項の予算について、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。
3 前項の規定により国会に提出する予算には、前條第四項各号に掲げる書類を添附しなければならない。
(予算の形式及び内容)
第五條 公庫の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。
2 公庫の収入支出予算は、収入の性質及び支出の目的に従つて、款及び項に区分する。
3 前二項に規定するものを除く外、公庫の予算の形式及び内容は、大蔵大臣が、主務大臣とはかつて定める。
(予備費)
第六條 公庫は、予見し難い予算の不足に充てるため、公庫の予算に予備費を計上することができる。
(予算の議決)
第七條 公庫の予算の国会の議決に關しては、国の予算の議決の例による。
(予算の通知)
第八條 内閣は、公庫の予算が国会の議決を経たときは、国会の議決

公庫の予算及び決算に關する法律案
1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
2 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

公庫の予算及び決算に關する法律案
1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
2 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

公庫の予算及び決算に關する法律案
1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
2 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

公庫の予算及び決算に關する法律案
1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
2 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

したところに従い、主務大臣を経由して、直ちにその旨を公庫に通知する。

2 公庫は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を執行することができない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定による通知があつたときは、その旨を會計検査院に通知しなければならない。

(目録の区分)

第九條 公庫は、前條第一項の規定による通知を受けたときは、その通知を受けたところに従い、収入にあつては項を目に、支出にあつては項(予備費の項を除く。)を目及び節に区分し、その予算を主務大臣を経由して大蔵大臣に提出し、その区分の承認を受けなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による承認をしたときは、その旨を會計検査院に通知しなければならない。

(追加予算)

第十條 公庫は、予算の作成後に生じた避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これに追加予算の作成により変更した第三條第四項第一号、第三号及び第四号に掲げる書類(前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く。)を添え、主務大臣を経由して大蔵大臣に提出することができる。

2 第三條第二項、第三項及び第五項並びに第四條の規定は、前項の追加予算について準用する。この場合において、第三條第二項又は

第三項中「前項」又は「第一項」とあるのは「第十條第一項の追加予算に計上すべき」と、第四條第三項中「前條第四項各号に掲げる」とあるのは「第十條第一項に規定する」と読み替へるものとする。

(予算の修正)

第十一條 公庫は、前條第一項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、予算を修正して、これに予算の修正により変更した第三條第四項第一号、第三号及び第四号に掲げる書類(前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く。)を添え、主務大臣を経由して大蔵大臣に提出することができる。

2 第三條第五項及び第四條の規定は、前項の規定による予算の修正について準用する。この場合において、第四條第三項中「前條第四項各号に掲げる」とあるのは「第十一條第一項に規定する」と読み替へるものとする。

(暫定予算)

第十二條 公庫は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該期間の事業計画及び資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、主務大臣を経由して大蔵大臣に提出することができる。

2 第三條第二項、第三項及び第五項並びに第四條の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。この場合において、第三條第二項又は第三項中「前項」又は

「第一項」とあるのは「第十二條第一項の暫定予算に計上すべき」と、第四條第三項中「前條第四項各号に掲げる」とあるのは「第十二條第一項に規定する」と読み替へるものとする。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは失効するものとし、この暫定予算に基く支出があるときは、これを当該事業年度の予算に基いてしたものとする。

(予算の目的外使用の禁止)

第十三條 公庫は、支出予算については、当該予算の各項に定める目的の外に使用してはならない。

(移用及び流用)

第十四條 公庫は、予算に定める各項の経費の金額については、各項の間において彼此移用することができない。但し、予算の執行上の必要に基きあらかじめ予算をもつて国会の議決を経た場合に限り、大蔵大臣の承認を受けて移用することができる。

2 公庫は、大蔵大臣の指定する各自又は各節の経費の金額については、大蔵大臣の承認を受けなければならない。目的間又は節の間において彼此流用することができない。

3 公庫は、第二項の規定により大蔵大臣の指定する目又は節以外の目又は節の経費の金額については、同一項のうちで当該目又は節の間において彼此流用することができる。

4 公庫は、第一項但書又は第二項の規定により移用又は流用の承認を受けようとするときは、主務大

臣を経由してしなければならない。

5 大蔵大臣は、第一項但書又は第二項の規定による移用又は流用について承認をしたときは、その旨を公庫及び會計検査院に通知しなければならない。

6 第一項但書、第二項又は第三項の規定により移用又は流用をした経費の金額については、収入支出の決算報告書において、これを明らかにするとともに、第一項但書又は第二項の規定により移用又は流用をした経費の金額については、その理由を記載しなければならない。

(支出負担行為計画及び支拂計画)

第十五條 公庫は、第八條第一項の規定による通知を受けた予算に基いて、その支拂の原因となる契約その他の行為(以下「支出負担行為」という。)に因る所要額及び支拂の所要額について、大蔵大臣の定めるところにより、支出負担行為又は支拂の計画に関する書類を作成し、これを主務大臣を経由して大蔵大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の支出負担行為又は支拂の計画について承認したときは、公庫及び會計検査院にその旨を通知しなければならない。

3 公庫は、第八條第一項の規定による通知を受けた予算に基いて支出負担行為及び支拂をするには、第一項の規定により承認された支出負担行為及び支拂の計画に定める金額をこえてはならない。

(予備費の使用)

第十六條 公庫は、予備費を使用しようとするときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした予備費使用書を作成し、これを主務大臣を経由して大蔵大臣に送付し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認があつたときは、その承認に係る予備費使用書に掲げる経費については、第八條第一項の規定による予算の通知があつたものとみなす。

(決算の完結)

第十七條 公庫は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表の作製、提出及び公告)

第十八條 公庫は、毎事業年度、損益計算書、貸借対照表及び財産目録(以下「財務諸表」という。)を作製し、決算完結後一月以内に主務大臣を経由して大蔵大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公庫は、前項の規定による大蔵大臣の承認を受けたときは、遅滞なくその財務諸表を公告しなければならない。

(決算報告書の作製、提出及び送付)

第十九條 公庫は、決算完結後第五條第二項及び第九條第一項に規定する予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作製し、前條第一項の規定による大蔵大臣の承認を受けたときは、当該承認に係る当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく主務大臣を経由して大蔵

大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の財務諸表を添え、内閣に送付しなければならない。

3 第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、大蔵大臣が定める。

(決算報告書等の会計検査院への送付)

第二十條 内閣は、前條第二項の規定により公庫の決算報告書の送付を受けたときは、前條第一項の財務諸表を添え、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。

(決算報告書等の国会への提出)

第二十一條 内閣は、会計検査院の検査を経た公庫の決算報告書に第十八條第一項の財務諸表を添え、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

(予算の繰越)

第二十二條 公庫の毎事業年度の支出予算は、翌年度において使用することができない。但し、年度内に支出負担行為をし、避け難い事由のため年度内に支拂を終らなかつた支出金に係る支出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

第二十三條 公庫は、前條但書の規定による繰越をしようとするときは、事項ごとにその事由及び金額を明らかにした繰越計算書を作製し、これを主務大臣を経由して大蔵大臣に送付し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認があつた

ときは、その承認に係る繰越計算書に掲げる経費については、第八條第一項の規定による予算の通知があつたものとみなす。

(大蔵大臣に対する報告等)

第二十四條 大蔵大臣は、公庫の予算の執行の適正を期するため必要があるとき、公庫に対し收支の実績若しくは見込について報告を求め、又は公庫の予算の執行状況について実地監査を行うことができる。

(実施規定)

第二十五條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行し、本則の規定は、公庫の昭和二十六年年度の予算から適用する。

2 公庫の昭和二十四年度及び昭和二十五年年度の決算については、なお従前の例による。

3 公同等の予算及び決算の暫定措置に関する法律(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一條中「国民金融公庫、住宅金融公庫、及び船舶運賃會、」を削る。

附則中「この法律」を「この法律」に改め、附則に第二項として次の一項を加える。

2 価格調整公庫、食糧配給公團、肥料配給公團、油糧砂糖配給公團、産業復興公團、鉱工品貿易公團及び纖維貿易公團は、大蔵大臣の定めるところにより

り、その業務に係る現金を国庫に預託しなければならない。

4 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一條中「公同等の予算及び決算の暫定措置に関する法律(昭和二十四年法律第二十七号)」を「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第 号)」に改める。

第二十二條を次のように改める。

(国庫納付金)

第二十二條 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の一般会計の歳入とする。

3 第一項の利益金の計算の方法及び納付の手続については、政令でこれを定める。

5 改正後の国民金融公庫法第二十二條の規定は、国民金融公庫の昭和二十五年年度の国庫納付金から適用する。

6 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭和二十五年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二條中(昭和二十四年法律第二十七号)の下に「又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第 号)」を加える。

農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案

農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律

農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二條中「農業勘定」を「再保険金支拂基金勘定、農業勘定」に改める。

第二條の次に次の一條を加える。

第二條ノ二 再保険金支拂基金勘定ニ於テハ一般會計及農業勘定ヨリノ受入金並ニ其ノ運用ニ伴ヒ生ズル利子收入ヲ以テ其ノ歳入トシ農業勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

前項ノ規定ニ依ル一般會計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ農作物共済及蚕繭共済ニ関スル異常災害ノ発生ニ伴フ農業勘定ニ於ケル再保険金ノ支拂財源ノ不足ニ充ツル為ノ財源トシテ之ヲ繰入ルルモノトス

第一項ノ規定ニ依ル農業勘定ヘノ繰入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ農作物共済及蚕繭共済ニ関スル異常災害ノ発生ニ伴フ同勘定ニ於ケル再保険金ノ支拂財源ノ不足ニ充ツル為ニ繰入ルルモノトス

第三條中「一般會計及食糧管理特別會計」を「一般會計、食糧管理特別會計及再保険金支拂基金勘定」に改める。

第六條を次のように改める。

第六條 再保険金支拂基金勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルキハ之ヲ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ農業勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルキハ当該年度迄ノ再保険金支拂基金勘定ヨリノ受入金ノ合計

額ニ相当スル金額(前年度迄ニ同勘定ヨリ再保険金支拂基金勘定ニ繰入レタル金額アル場合ニ於テハ其ノ合計額ヲ控除シタル金額ニ相当スル金額)ニ達スル迄ノ金額ハ之ヲ再保険金支拂基金勘定ニ繰入ルモノトシ猶殘余アルトキハ農業勘定ノ積立金トシテ之ヲ積立ツベシ

家畜勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルキハ当該勘定ノ積立金トシテ之ヲ積立ツベシ

農業勘定又ハ家畜勘定ニ於テ決算上不足ヲ生ジタルキハ当該勘定ノ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ

第六條ノ二 前條第二項ノ規定ニ依リ農業勘定ノ剰余金ヲ再保険金支拂基金勘定ニ繰入レタル場合ニ於テ当該繰入金額ガ同項ノ当該年度迄ノ再保険金支拂基金勘定ヨリノ受入金ノ合計額ニ相当スル金額(前年度迄ニ農業勘定ヨリ再保険金支拂基金勘定ニ繰入レタル金額アル場合ニ於テハ其ノ合計額ヲ控除シタル金額ニ相当スル金額)ニ達セザルトキハ其ノ差額ニ相当スル金額ニ達スル迄ノ金額ハ之ヲ農業勘定ノ積立金(当該年度ノ決算上前條第四項及第七條第二項ノ規定ニ依リ補足スベキ金額アル場合ニ於テハ其ノ金額ヲ補足シタル後ノ積立金)ヨリ再保険金支拂基金勘定ニ繰入ルベシ

第九條第二項中「一時借入金」の下に「又ハ再保険金支拂基金勘定ニ屬スル現金ノ繰替使用」を加え、同條第三項中「一時借入金」の下に「又ハ繰替使用金」を加える。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

昭和二十六年三月二十三日印刷

昭和二十六年三月二十四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所